

加西市配偶者等からの暴力対策基本計画 (第2期)

平成29年3月

加 西 市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 国・県の動向	2
3 計画の位置づけ	2
4 計画の期間・進行管理	3
5 本市におけるこれまでの取組み	3
第2章 DVに関する現状	4
1 DVに対する認識	4
2 DV被害の状況	15
3 相談の状況	22
4 DV防止に向けた意識	25
5 第1期計画（H24～H28）の取組み状況	29
第3章 計画の基本方針	36
1 計画の基本方針	36
2 基本目標	36
3 計画の体系	38
第4章 施策の展開	40
基本目標1 安心して相談できる体制の整備	40
基本目標2 被害者の安全な保護と自立を支援する体制の強化	44
基本目標3 暴力を許さない環境づくりの推進	50
基本目標4 効果的な施策実施体制の整備	53

参考資料	57
1 計画の策定経過	57
2 加西市配偶者等からの暴力対策基本計画（第2期）策定委員会設置要綱	58
3 加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定委員会委員名簿	59
4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	60
5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（概要）	67

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV※」という。）は、DV 被害者（以下「被害者」という。）の生命や身体ばかりかその精神に重大な危害を与える犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者等が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。さらに、DV の目撃は、子どもの心身の成長と人格の形成に重大な影響を与える児童虐待となる行為です。

すべての人が安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、あらゆる暴力を防止し、暴力を許さない社会を目指す不断の取り組みが必要です。

加西市では、平成 24 年 3 月に「加西市配偶者等からの暴力対策基本計画（加西市 DV 対策基本計画）」を策定し、配偶者暴力相談支援センターの設置や被害者の安全の確保など、施策を推進してきたところですが、DV 対策を計画的・継続的に推進するため、第 2 期計画としての改定を行います。

なお、DV に関する状況や課題は大きく変化していないことから、計画の内容は前計画の体系や施策を継承し、事業に実施において、内容の充実、拡充、実施方法の工夫等を行います。

※DV：domestic（ドメスティック）violence（バイオレンス）。直訳で「家庭内暴力」を意味しているが、明確な定義はなく、本計画においては「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用する。

2 国・県の動向（DV防止法の改正等）

国は平成 13 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律※（以下「DV防止法」という。）」（平成 13 年、法律第 31 号）を制定しました。平成 26 年 1 月に改正施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」では生活の本拠をともにする交際相手からの暴力にも法の規定が準用されるようになりました。

兵庫県においても「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」を策定し、平成 26 年 4 月には「兵庫県 DV 防止・被害者保護計画」として計画の改定が行われ、各施策の充実が図られました。

また、平成 27 年 10 月からはマイナンバー制度が開始されました。被害者安全確保のため、今後もさまざまな法律の制定・改定などについて、絶えず注視する必要があります。

3 計画の位置づけ

この計画は、DV防止法第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村基本計画とします。国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」に即し、かつ、県の計画に基づき、本市が取り組むべき DV 施策の方向を示します。

また、本計画の策定にあたっては、第 5 次加西市総合計画や第 2 次かさい男女共同参画ゆめプラン、関連の分野別計画との整合、連携を図ります。

※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律：配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。被害者が男性の場合もこの法律の対象となるが、被害者は、多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれている。

4 計画の期間・進行管理

本計画は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間を計画期間とします。

本計画中の具体的な施策・取組みについては、「継続」、「充実」、「新規」の区分に基づき、達成目標年度を平成 33 年度とします。ただし、計画期間中に法律及び基本方針、本市の上位関連計画が見直された場合や、新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じ見直しを行います。

この計画に定める施策を効果的に推進するため、施策ごとに目標を定め、PDCA サイクルにより、年度ごとに計画実施状況の点検・評価・改善を行います。

5 本市におけるこれまでの取組み

本市では、平成 25 年 3 月に「第 2 次かさい男女共同参画ゆめプラン」を策定し、その基本課題の一つに「安心して心身ともに健康に暮らせる地域づくり」を掲げ、あらゆる暴力の根絶に向け、啓発、相談、暴力被害のネットワーク強化に取り組んできました。

平成 24 年 3 月には「加西市配偶者等からの暴力対策基本計画」を策定し、平成 25 年 4 月に婦人相談員※を配置しました。平成 26 年 4 月に「加西市配偶者暴力相談支援センター」を設置するなど、DV の防止啓発、相談・保護から自立支援までの一連の流れを確立し、総合的かつ一体的に DV 対策に積極的に取り組んでいます。

※婦人相談員：売春防止法第 34 条に基づき、都道府県知事または市長の委嘱を受け、保護を必要とする女子等の発見に努め、相談に応じ、必要な指導をすることを業務としている。DV 防止法により、配偶者からの暴力の被害者の相談に応じ、必要な指導を行っている。

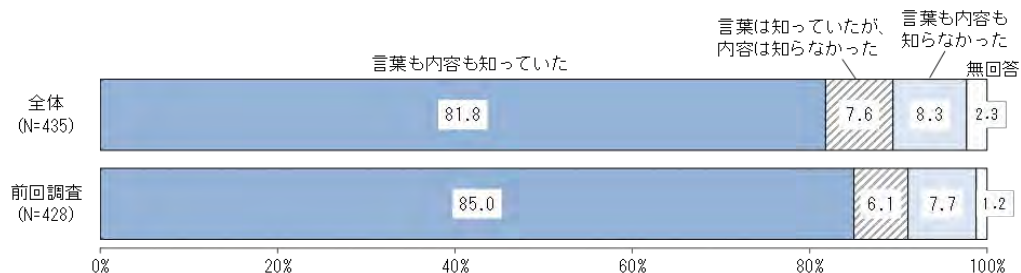
第2章 DVに関する現状

1 DVに対する認識

本市では、第2期計画策定に伴い、市民意識や実態を把握するために、アンケート調査を実施しました。（調査概要：21ページ①参照）

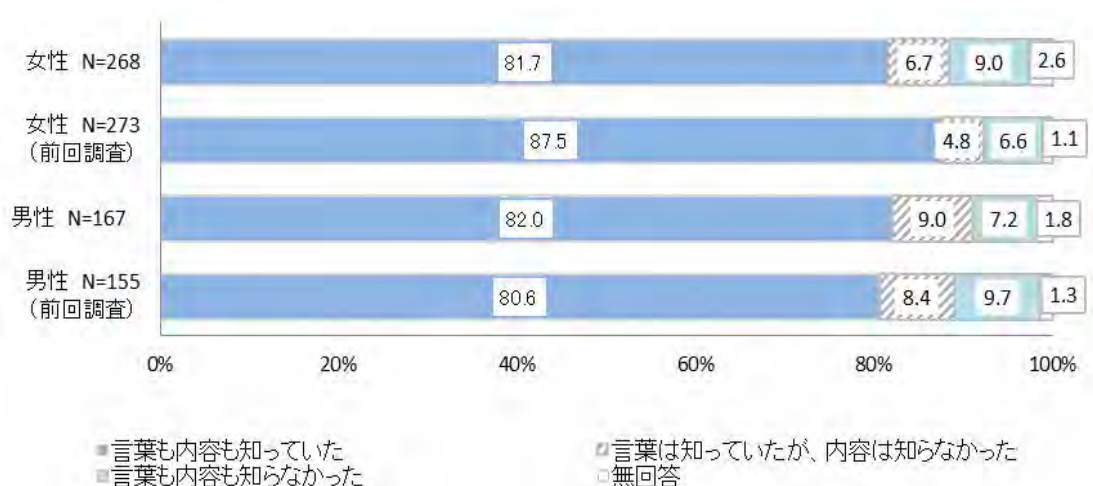
DVの認知度について、本市の調査では、「言葉も内容も知っていた」が、前回調査より低くなっているものの女性・男性ともに8割を超えています。

図1 DVの認知度（加西市）



資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成28年度）

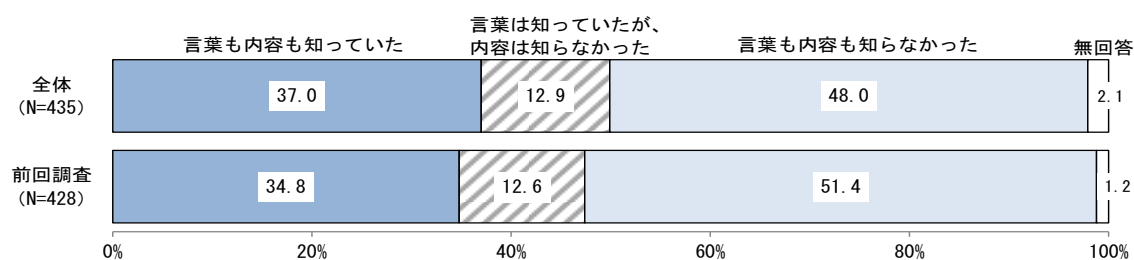
図1-2 DVの認知度（加西市）



資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成28年度）

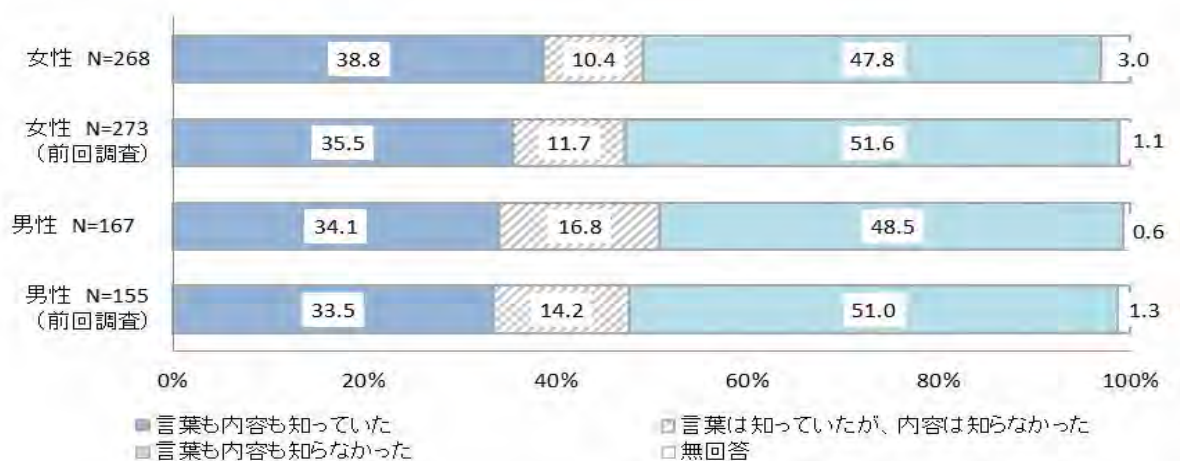
デートDVの認知度については、「言葉も内容も知っていた」の割合が37.0%と、前回調査（34.8%）と比べて高くなっていますが、「言葉も内容も知らなかった」が48.0%と最も高くなっています。性別では、男性の34.1%に対し、女性38.8%と4.7ポイント高くなっていますが、大きな差異はみられません。

図2 デートDVの認知度（加西市）



資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成28年度）

図2-1 デートDVの認知度（加西市）

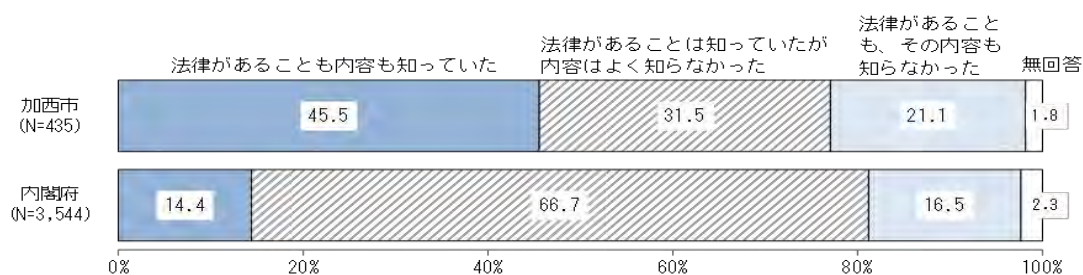


資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成28年度）

DV防止法の認知度について、法律があることの認知度（「法律があることもその内容も知っていた」、「法律があることは知っていたが、内容は知らなかった」）は、77.0%と、内閣府調査 81.1%と比べて 4.1 ポイント低くなっていますが、「法律があることも内容も知っていた」の割合は内閣府調査に比べて 31.1 ポイント高くなっています。

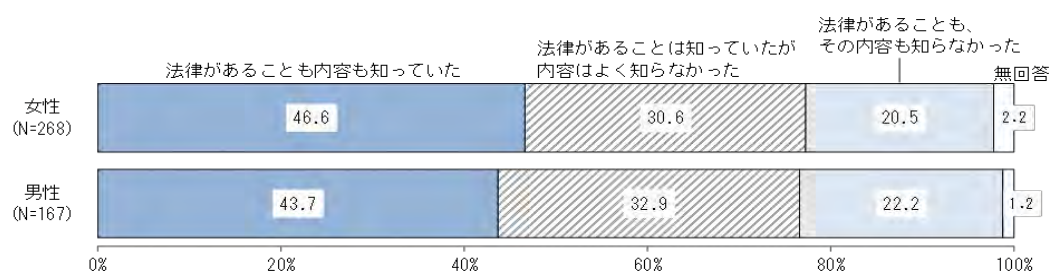
性別でみると、女性・男性ともに4割台となっており、男性（43.7%）に比べて女性（46.6%）が 2.9 ポイント高くなっています。

図3 DV防止法の認知度（加西市）



資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成 28 年度）
内閣府 男女間における暴力に関する調査（平成 26 年度）

図3-1 DV防止法の認知度（加西市）

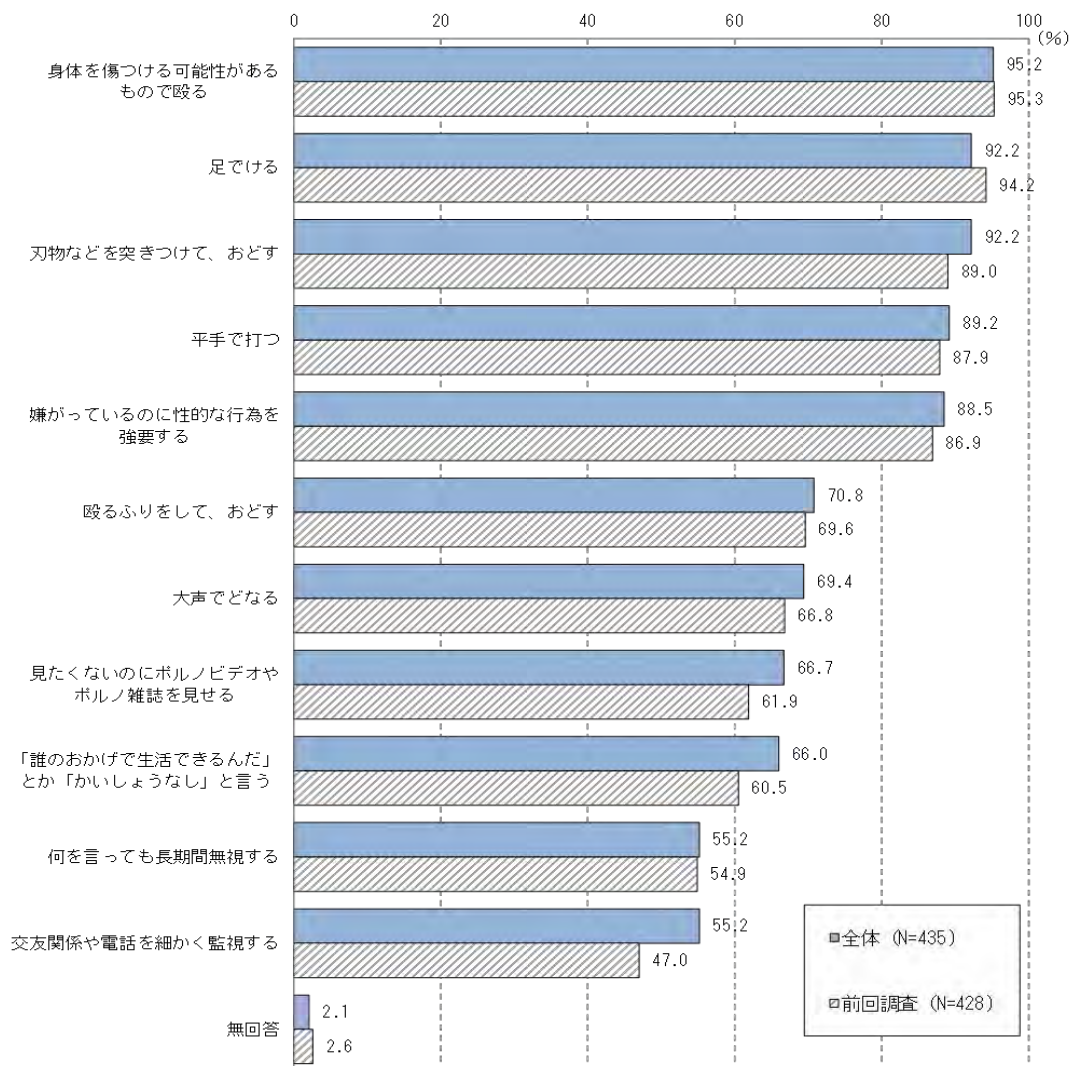


資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成 28 年度）

暴力にあたると思う行為について、「身体を傷つける可能性があるもので殴る」が 95.2%と最も多く、「足でける」、「刃物などを突きつけて、おどす」がともに 92.2%と身体的暴力に関する行為は、8 割を超えて高くなっています。

また「嫌がっているのに性的な行為を強要する」の性的暴力も 88.5%と高くなっています。「殴るふりをして、おどす」、「大声でどなる」、「何を言っても長期間無視する」などの心理的暴力、「「誰のおかげで生活できるんだ」とか「かいしょうなし」と言う」などの言葉の暴力、「交友関係や電話を細かく監視する」などの社会的隔離に関する行為は、身体的暴力に関する行為に比べ暴力にあたると思う割合が低くなっていますが、前回調査と比べて大きな差異はないものの、多くの項目で高くなっています。

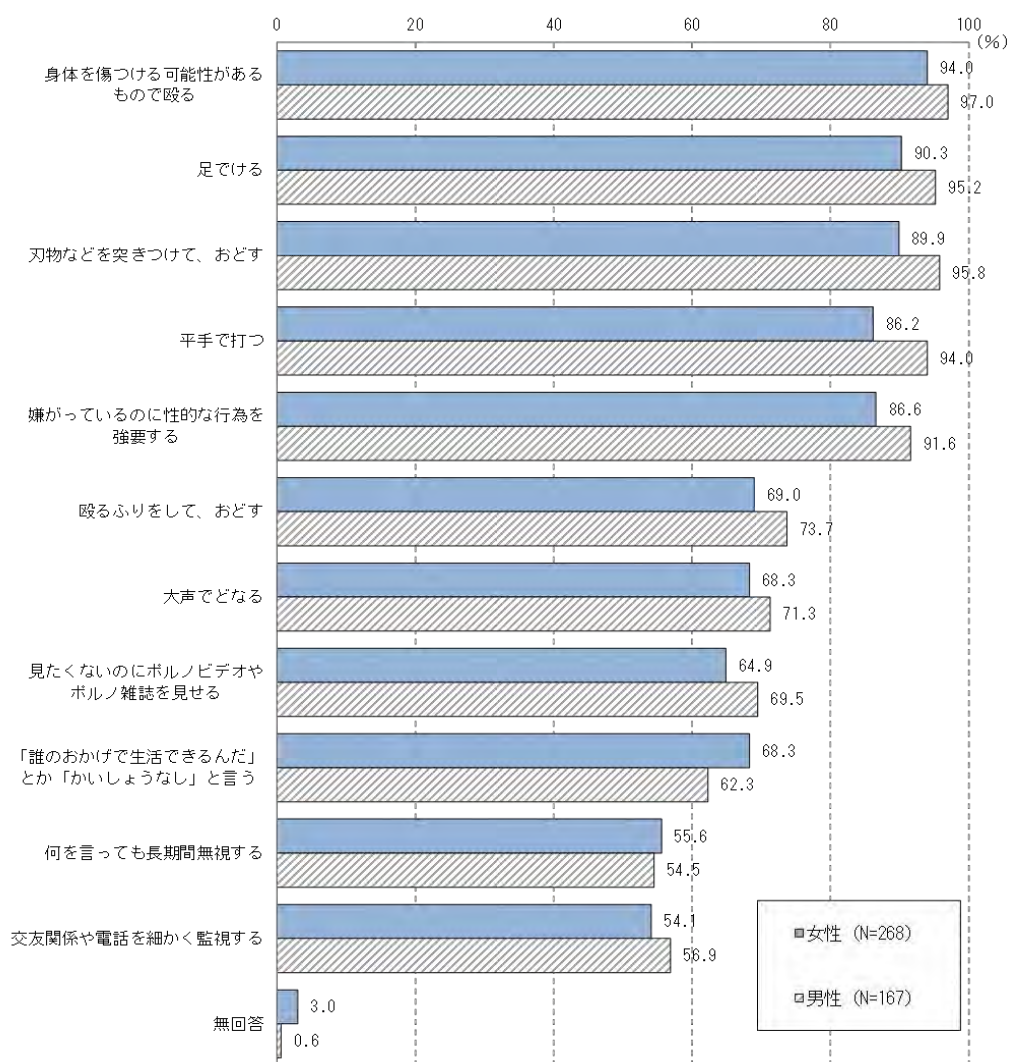
図4 暴力にあたると思う行為（加西市）



資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成 28 年度）

性別でみると、女性・男性ともに「身体を傷つける可能性があるもので殴る」「足でける」「刃物などを突きつけ、おどす」「平手で打つ」「嫌がっているのに性的な行為を強要する」が8～9割台と高くなっています。また、女性に比べて男性でほとんどの項目で割合が高くなっています。

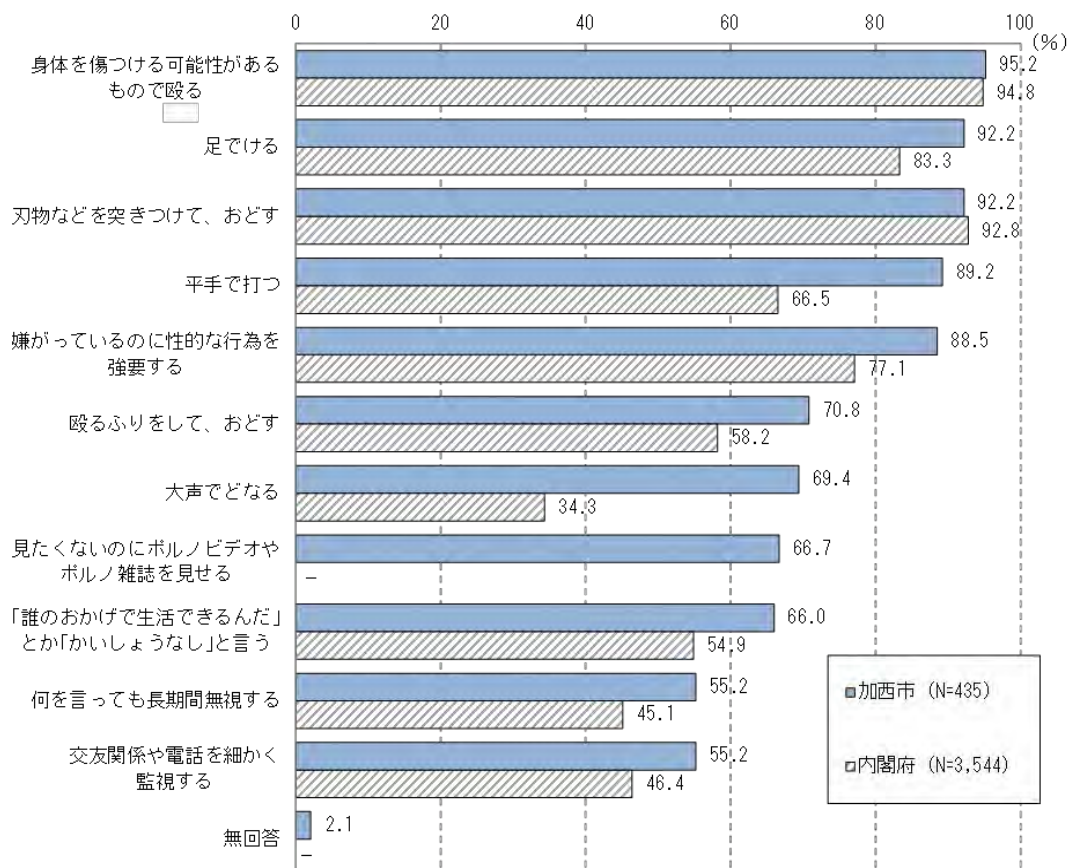
図4-1 暴力にあたると思う行為（加西市）



資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成28年度）

内閣府調査と比べると、概ねいずれの項目についても、割合が高くなっています。

図4-2 暴力にあたると思う行為（加西市）

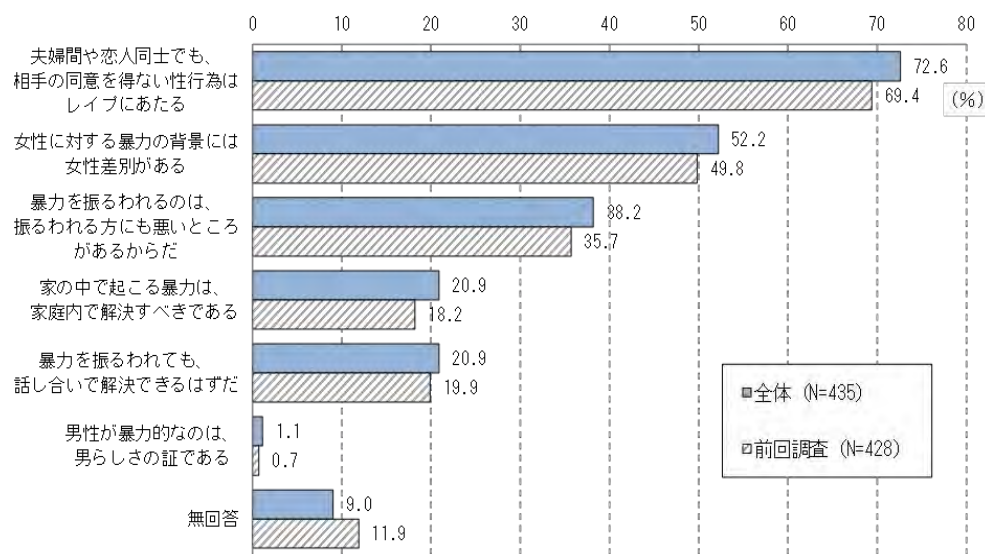


資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成28年度）
内閣府 男女間における暴力に関する調査（平成26年度）

暴力に関して正しいと思うものについて、本市の調査では、「夫婦間や恋人同士でも、相手の同意を得ない性行為はレイプにあたる」の割合が72.6%と最も高くなっています。次いで「女性に対する暴力の背景には女性差別がある」の割合が52.2%と高くなっており、男性の48.5%に比べ、女性は54.5%と高くなっています。

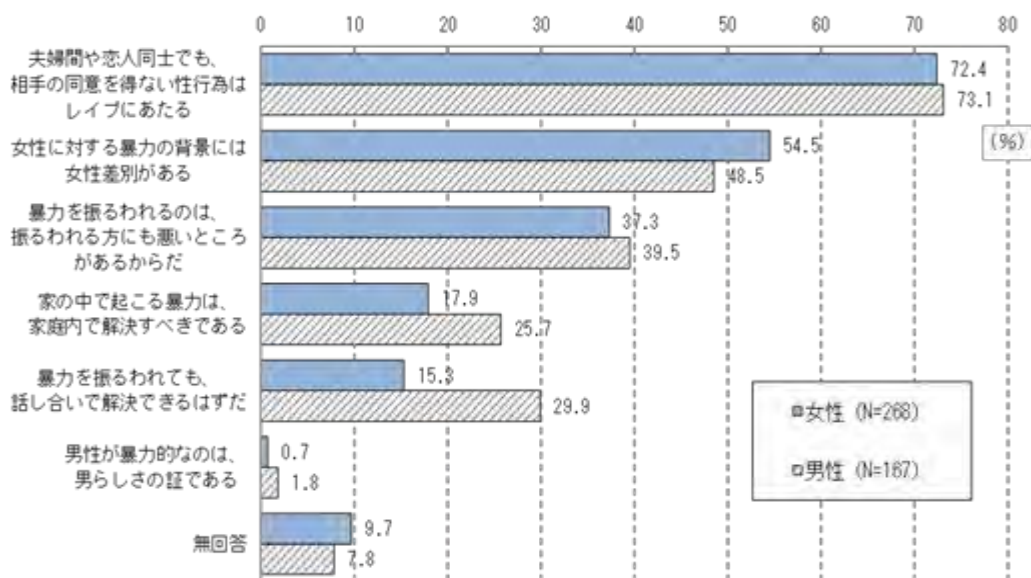
また、「暴力を振るわれるのは、振るわれる方にも悪いところがあるからだ」の割合は女性で 37.3%、男性で 39.5%、「暴力を振るわれても、話し合いで解決できるはずだ」の割合は女性で 15.3%、男性で 29.9%、「家の中で起こる暴力は、家庭内で解決すべきである」の割合は女性で 17.9%、男性で 25.7% とそれぞれ女性よりも男性で高くなっています。

図5 暴力としての認識—正しいと思うもの（加西市）



資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成28年度）

図5-1 暴力としての認識—正しいと思うもの（加西市）

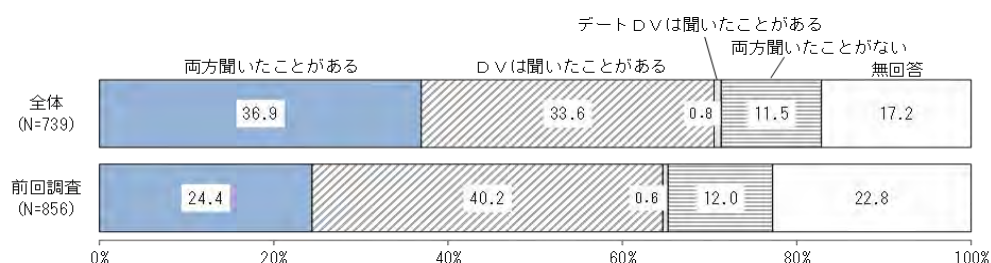


資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成28年度）

高校生におけるDVまたはデートDVの言葉の認知度について、本市の調査では、「両方聞いたことがある」が36.9%と最も高く、前回調査（24.4%）と比べると12.5ポイント高くなっています。また、DVまたはデートDVという言葉を知ったことがある割合（「両方聞いたことがある」「DVは聞いたことがある」「デートDVは聞いたことがある」の計）は全体の7割台（71.3%）となっていますが、男子生徒の63.3%に比べ、女子生徒は77.2%と高くなっています。このことからDVやデートDVについては男子生徒に比べて女子生徒で認知度が高いことやデートDVという言葉はあまり浸透していないことがうかがえます。

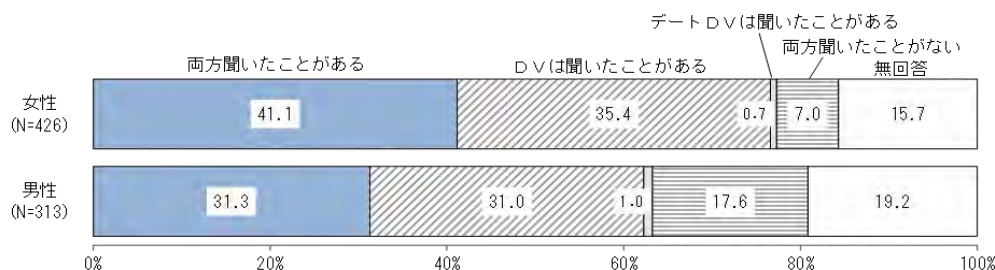
また、DVまたはデートDVの内容の認知度については、前回調査（9.7%）と比べると、14.0%と4.3ポイント高くなっているものの、言葉の認知度に比べ、「両方知っている」の割合が低くなっています。性別にみると大きな差異はありません。

図6 DVまたはデートDVの言葉の認知度（加西市 高校生）



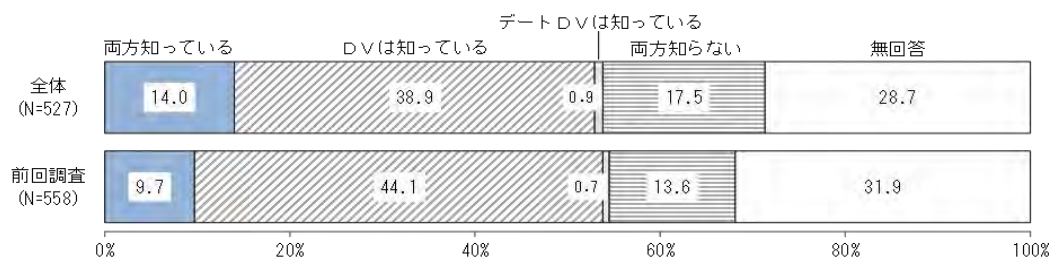
資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成28年度）

図6-1 DVまたはデートDVの言葉の認知度（加西市 高校生）



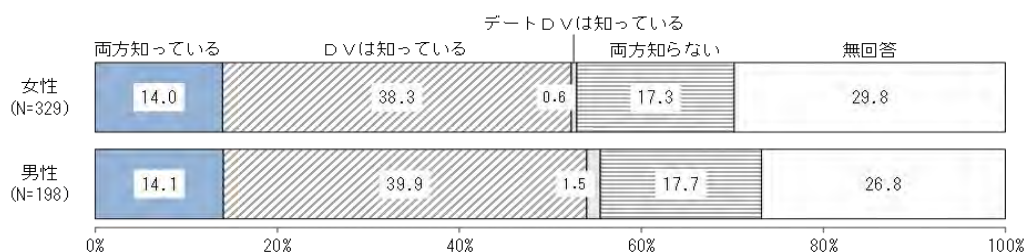
資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成28年度）

図6-2 DVまたはデートDVの内容の認知度（加西市 高校生）



資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成28年度）

図6-3 DVまたはデートDVの内容の認知度（加西市 高校生）



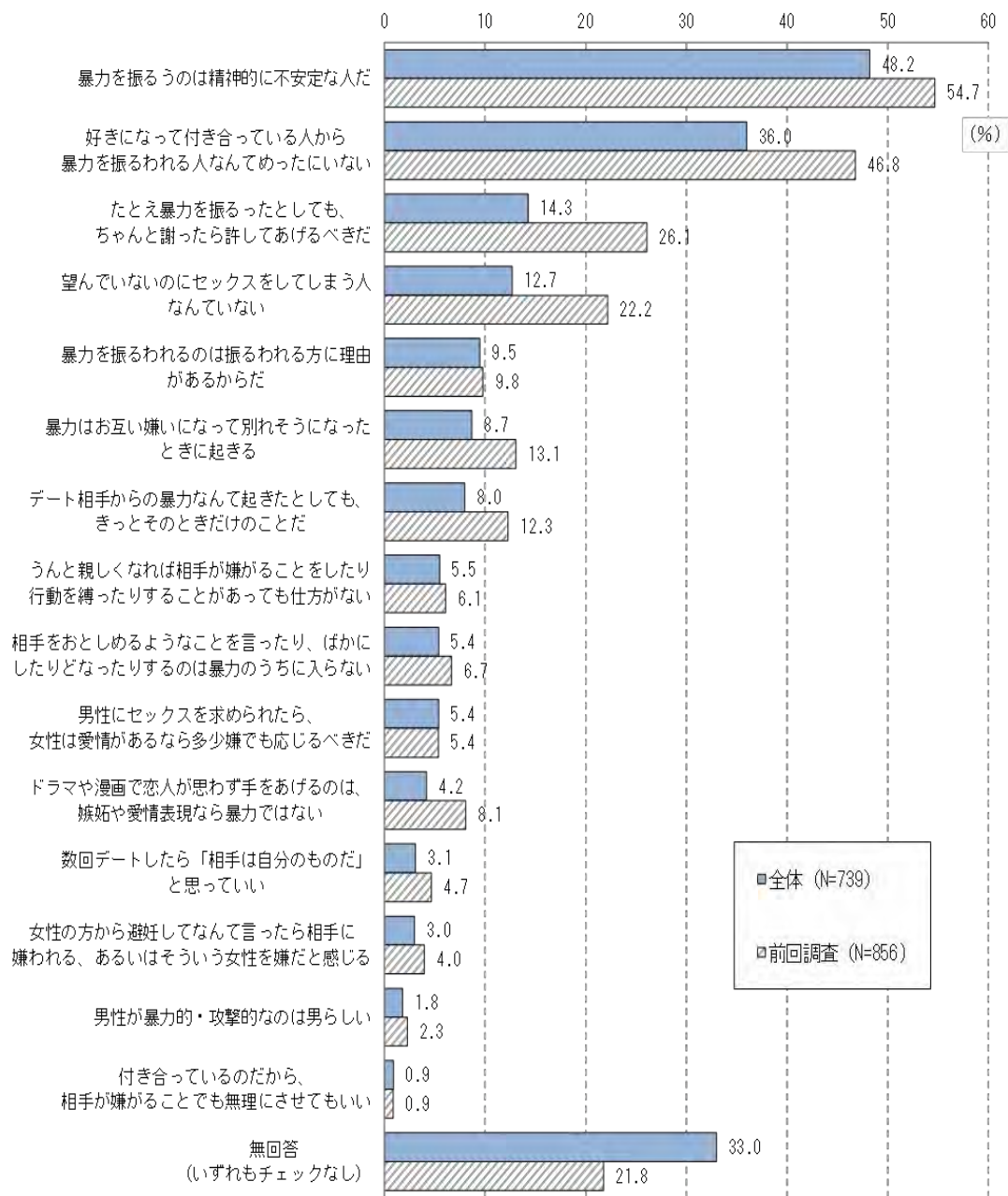
資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成28年度）

高校生における暴力の認識について、「暴力を振るうのは精神的に不安定な人だ」の割合が48.2%と最も高く、次いで「好きになって付き合っている人から暴力を振るわれる人なんてめったにいない」の割合が36.0%となっています。前回調査と比べると、概ねいずれの項目も割合が低くなっており、特に「好きになって付き合っている人から暴力を振るわれる人なんてめったにいない」「たとえば暴力を振るったとしても、ちゃんと謝ったら許してあげるべきだ」「望んでいないのにセックスをしてしまう人なんていない」では10ポイント前後低くなっています。

性別でみると、女子生徒・男子生徒ともに「暴力を振るうのは精神的に不安定な人だ」の割合が高く、男子生徒では45.0%に対し、女子生徒では50.5%と5.5ポイント高くなっています。次いで「好きになって付き合っている人か

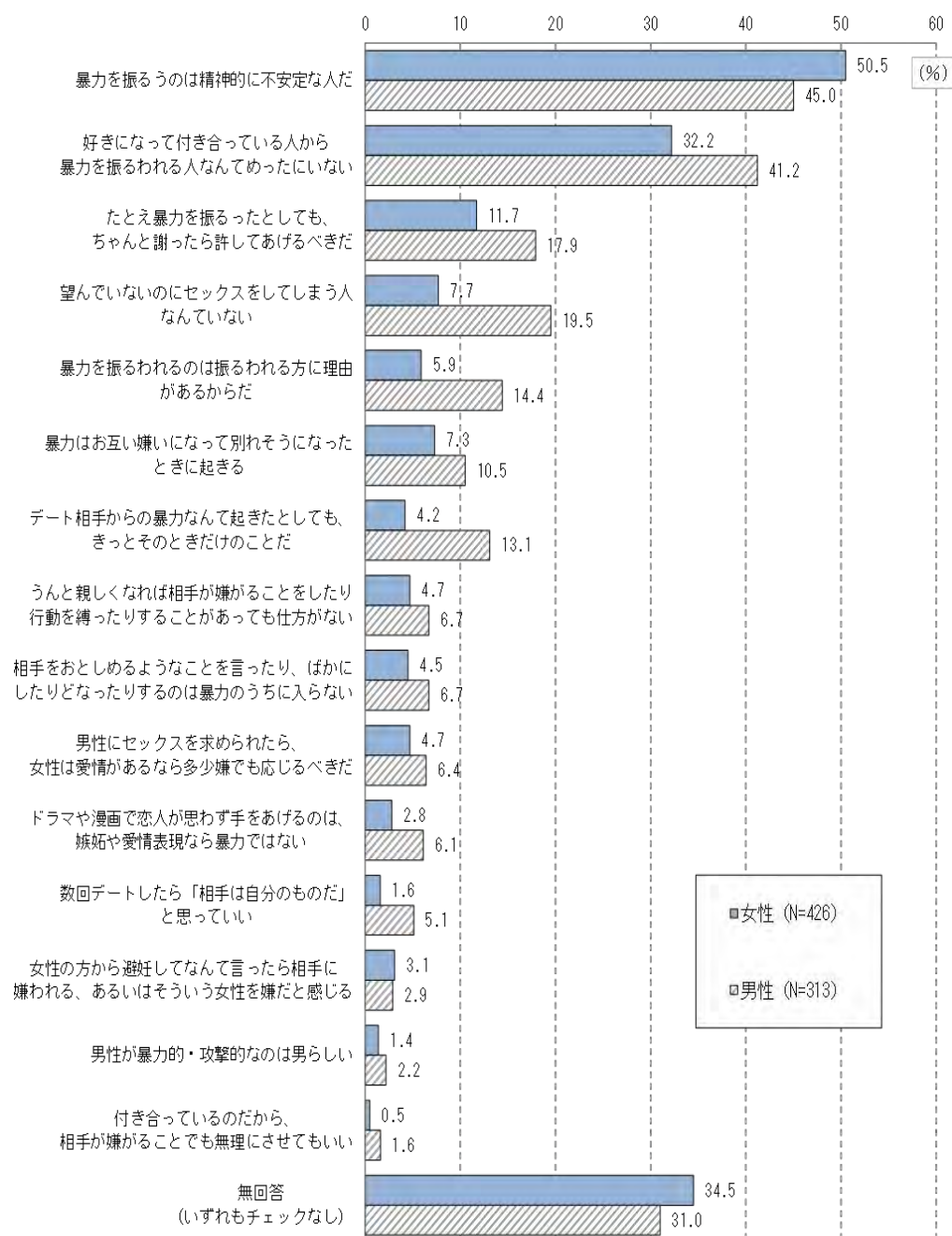
ら暴力を振るわれる人なんてめったにいない」で女子生徒 32.2%に対し、男子生徒 41.2%と 9.0 ポイント高く、このほか概ねいずれの項目についても、男子生徒の割合が高くなっています。

図7 暴力としての認識—正しいと思うもの（加西市 高校生）



資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成28年度）

図7-1 暴力としての認識—正しいと思うもの（加西市 高校生）

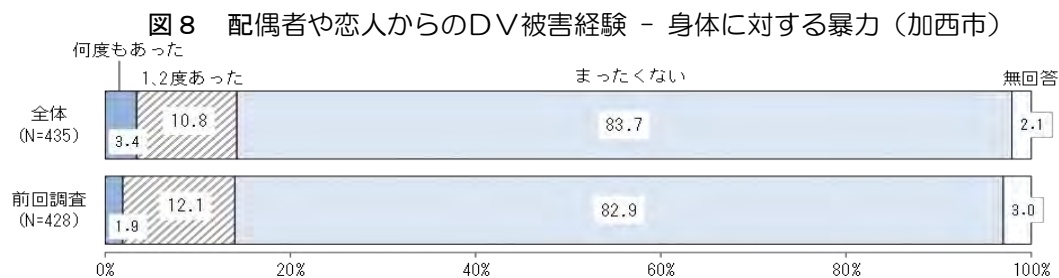


資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成28年度）

2 DV被害の状況

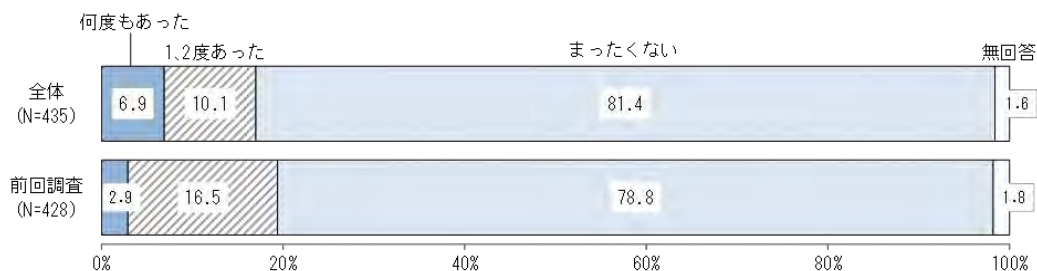
本市のアンケート調査結果によると、配偶者や恋人からのDV被害経験（「何度もあった」、「1、2度あった」）の割合は、回答者の1割を超えています。DVの内容別にみると、身体に対する暴力の被害経験は14.2%となっており、前回調査（14.0%）と比べて0.2ポイント高くなっています。精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫の被害経験は17.0%と、前回調査（19.4%）と比べて2.4ポイント低くなっているものの「何どもあった」では4.0ポイント高くなっています。性的な行為の強要の被害経験は12.4%と、前回調査（13.3%）と比べて0.9ポイント低くなっています。

内閣府調査と同様の調査項目を比較すると、本市においては被害経験がある割合（「何どもあった」「1、2度あった」の計）は、いずれの項目も高くなっています。内閣府調査よりも身体に対する暴力の被害経験者の割合が低く、性的な行為の強要、精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫の被害経験者の割合が高いことがうかがえます。



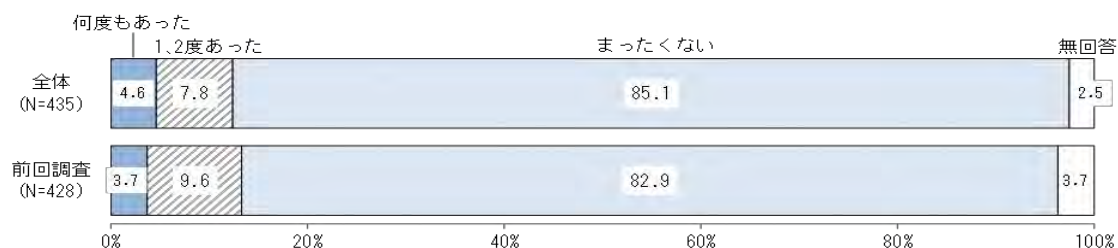
資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成28年度）

図8-1 配偶者や恋人からのDV被害経験-精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫（加西市）



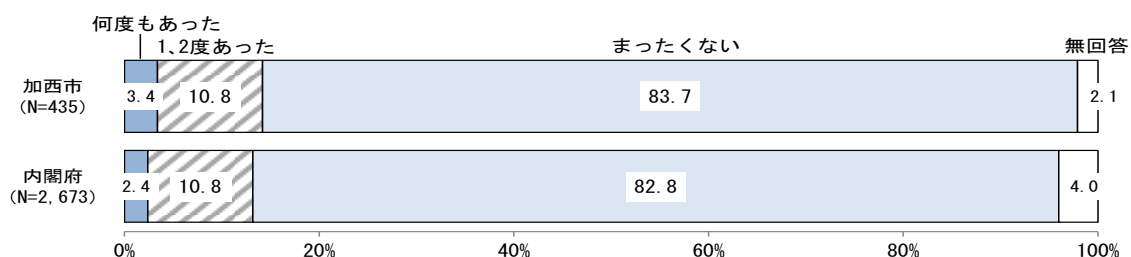
資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成28年度）

図8-2 配偶者や恋人からのDV被害経験-性的な行為の強要（加西市）



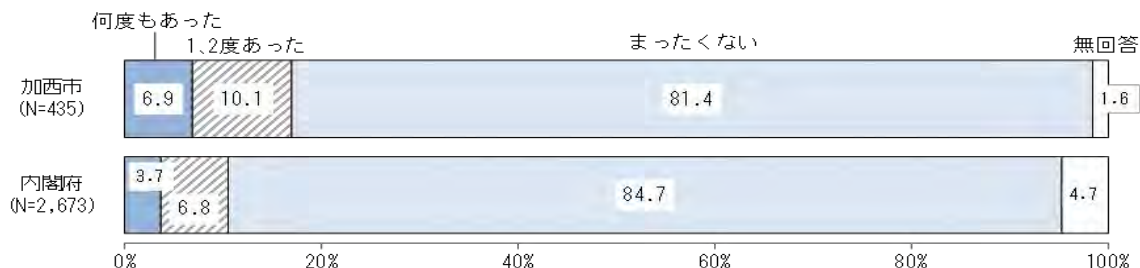
資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成 28 年度）

図8-3 配偶者や恋人からのDV被害経験 - 身体に対する暴力（加西市）



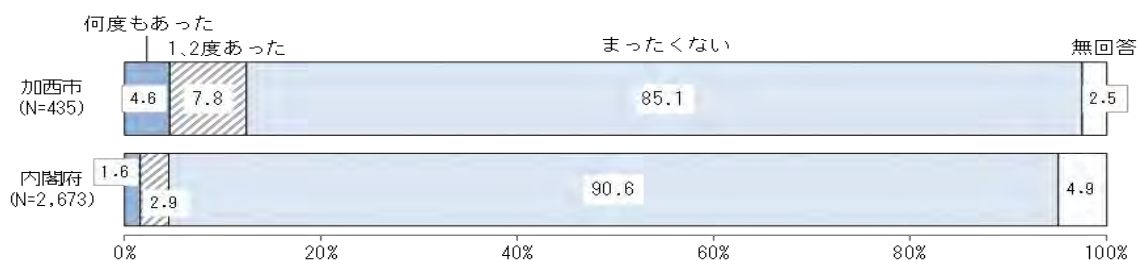
資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成 28 年度）
内閣府 男女間における暴力に関する調査（平成 26 年度）

図8-4 配偶者や恋人からのDV被害経験-精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫（加西市）



資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成 28 年度）
内閣府 男女間における暴力に関する調査（平成 26 年度）

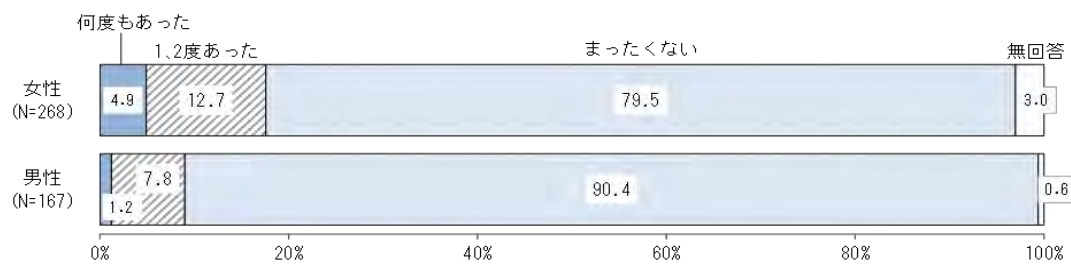
図8-5 配偶者や恋人からのDV被害経験-性的な行為の強要（加西市）



資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成 28 年度）
内閣府 男女間における暴力に関する調査（平成 26 年度）

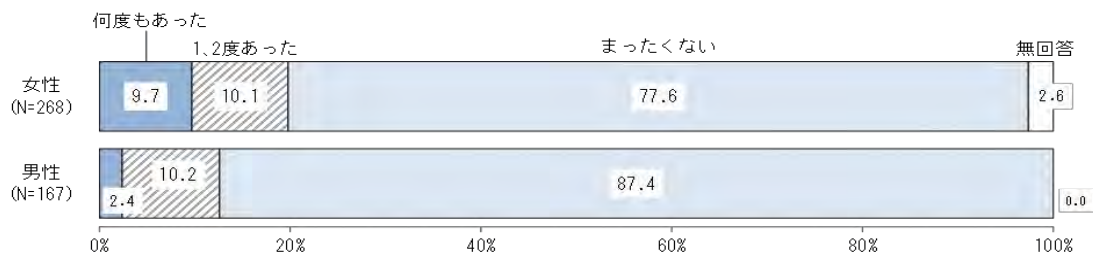
また、身体に対する暴力、精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫、性的な行為の強要の被害経験について性別でみると、いずれの暴力も男性に比べて女性の被害経験者の割合が高く、身体に対する暴力を受けたことがある割合は、男性で9.0%に対し、女性は17.6%と8.6ポイント高くなっています。精神的な嫌がらせ等を受けたことがある割合は、男性で12.6%に対し、女性では19.8%と7.2ポイント高く、また、女性では「何度もあった」が9.7%となっています。性的な行為の強要を受けたことがある割合は、男性で6.0%に対し、女性では16.4%と10.4ポイント高くなっています。

図8-6 配偶者や恋人からのDV被害経験 - 身体に対する暴力（加西市）



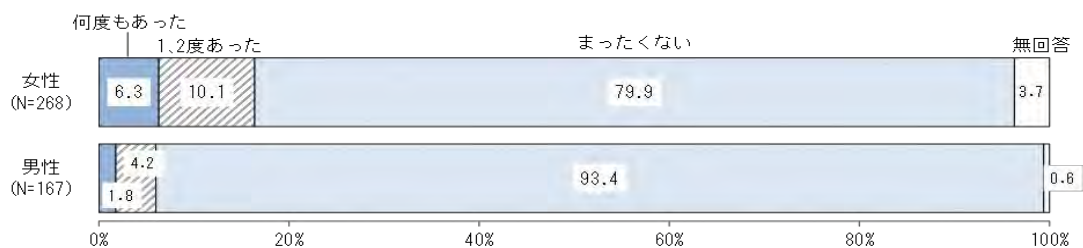
資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成28年度）

図8-7 配偶者や恋人からのDV被害経験-精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫（加西市）



資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成28年度）

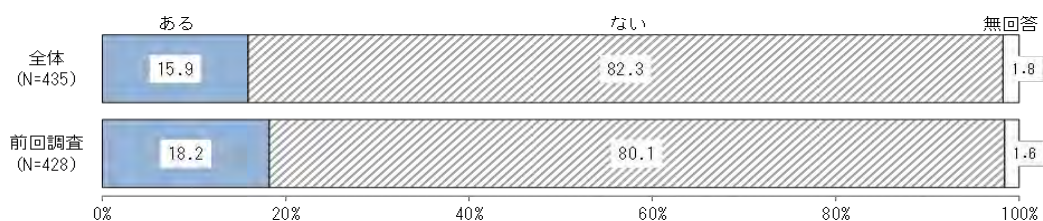
図8-8 配偶者や恋人からのDV被害経験-性的な行為の強要（加西市）



資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成28年度）
内閣府 男女間における暴力に関する調査（平成26年度）

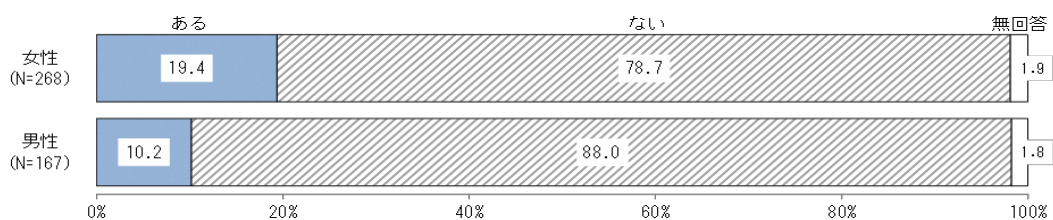
身近な人（友人、親族等）がDV被害を受けていることを知っているかについては、経験が「ある」人の割合が15.9%となっており、前回調査（18.2%）と比べて2.3ポイント低くなっています。性別にみると、男性に比べて女性でその割合が高くなっています。

図9 身近な人（友人、親族等）の配偶者や恋人からのDV被害経験（加西市）



資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成28年度）

図9-1 身近な人（友人、親族等）の配偶者や恋人からのDV被害経験（加西市）

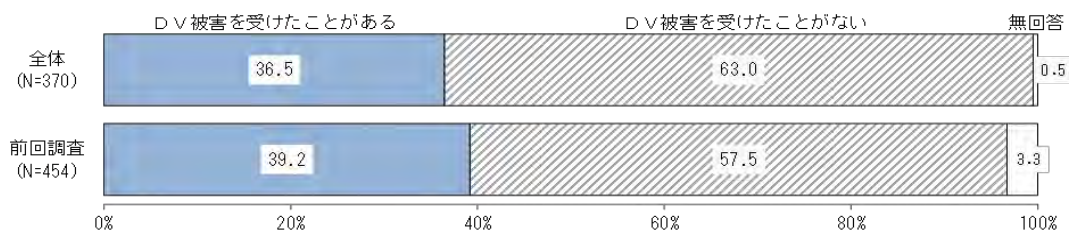


資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成28年度）

高校生における交際相手からのDV（デートDV※）被害経験について、本市のアンケート調査では、被害経験者の割合が女性で39.2%、男性で31.9%と、男性に比べて女性でその割合が高くなっています。

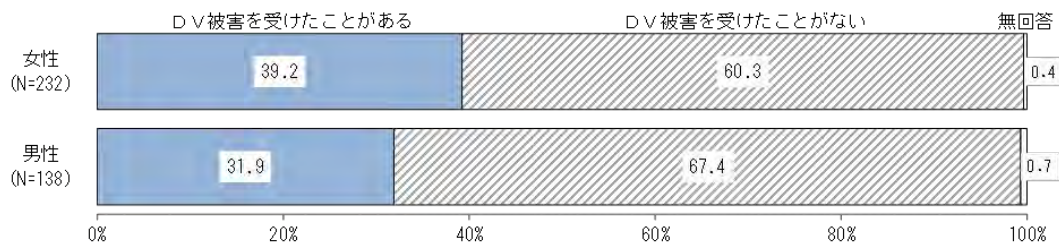
行為の種類別にみると、女性では「②しょっちゅう電話をしてきたり、あなたがどこで誰と会っているかをしつこく聞いたりすること」が19.8%、「⑤あなたの考えを聞かずに勝手に物事を決められること」が19.0%と高くなっています。一方、男性では「④喧嘩したとき、自分を怒らせるのは、あなたのせいだと言って責められること」が18.1%と最も高くなっています。また、ほとんどの項目で男性に比べて女性のほうが割合は高くなっています。

図 10 交際相手からのDV（デートDV）被害経験（加西市 高校生）



資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成28年度）

図 10-1 交際相手からのDV（デートDV）被害経験（加西市 高校生）



資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成28年度）

※デートDV：恋人同士や交際中のカップルなどの間で起こる暴力で、相手に対して力を持ち、支配しようとする行為。

図 11 交際相手からの種類別DV（デートDV）被害経験（加西市 高校生）



資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成28年度）

《調査概要について》

① 加西市配偶者等からの暴力対策基本計画(第2期)策定における調査
(平成28年度)

調査対象 一般成人 : 市内在住の20歳以上の男女 1,000人
高 校 生 : 市内高等学校(2校)在籍生徒 818人

調査期間 一般成人 : 平成28年11月~12月
高 校 生 : 平成28年11月

調査方法 一般成人 : 郵送調査法(郵送による配布・回収)
高 校 生 : 依頼調査(各学校での直接配布・直接回収)

回収状況

	配布数	有効回収数	有効回収率	内訳	
一 般	1,000 通	435 通	43.5%	男 167	女 268
高校生	818 通	739 通	90.3%	男 313	女 426

※図表中のNは、設問に対する回答者数を示します。

※「%」は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、単数回答の設問あっても、合計が100%にならない、また、複数回答の設問では、合計が100%を超える場合があります。

※文中の前回調査とは平成23年度に本市が実施した同様の調査の結果です。

② 内閣府 男女間における暴力に関する調査(平成26年度)

調査対象 : 全国20歳以上の男女 5,000人

調査時期 : 平成26年12月

有効回収数(率) : 3,544人(70.9%)

(内訳 女性 1,811人 男性 1,733人)

※「配偶者」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含みます。

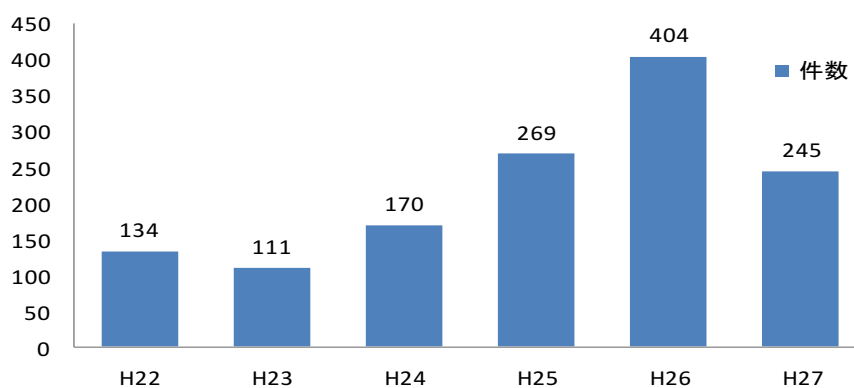
※ 図表中のN値は、回答者総数または分類別の回答者数を示します。

※「%」は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、単数回答の設問(1つだけに○をつけるもの)であっても、合計が100%にならない場合があります。

3 相談の状況

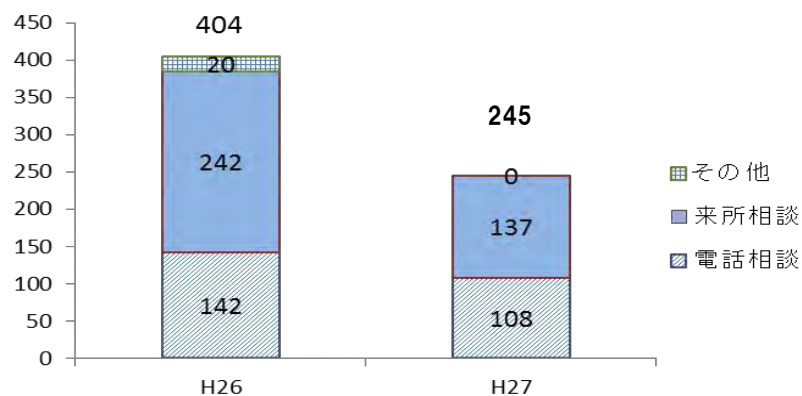
本市におけるDV相談件数は増加傾向にあり、相談状況は、電話相談よりも来所相談が多くなっています。

図 12 DV相談件数（加西市）



資料：加西市配偶者暴力相談支援センター

図 12-1 DV相談状況（加西市）



資料：加西市配偶者暴力相談支援センター

表 1 証明書発行状況（加西市）

年度	住基支援	公営住宅	医療保険	年金	その他	計
26 年度	8	1	0	0	1	10
27 年度	3	0	0	0	0	3

資料：加西市配偶者暴力相談支援センター

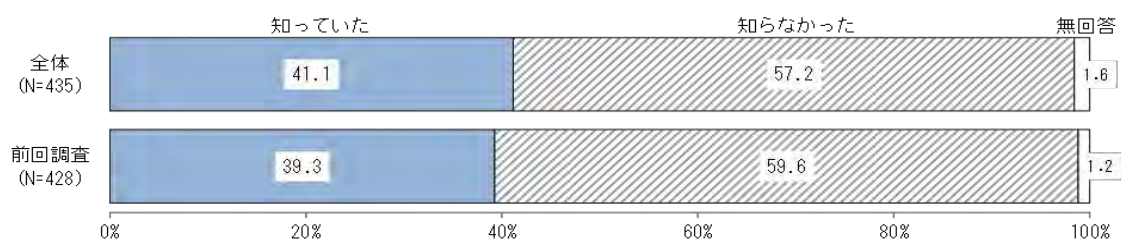
DVの相談窓口の認知度について、本市の調査では、認知度（「知っていた」の割合）が41.1%となっており、前回調査（39.3%）と比べて1.8ポイント高くなっています。性別にみると男性に比べて女性で認知度が高くなっていますが、男女ともに「知らなかった」の割合が5割を超えています。

また、知っていた相談窓口については、「加西警察署」の割合が82.7%と最も高く、次いで「加西市DV相談室」の割合が34.1%、「県女性家庭センター」の割合が20.7%となっています。前回調査と比べると、「加西警察署」は高くなっていますが、そのほかの相談窓口は低くなっています。

性別でみると、女性・男性ともに「加西警察署」が8割台と最も高くなっています。また、「県女性家庭センター」「民間団体、その他」について、女性のほうがそれぞれ10ポイント以上高くなっています。

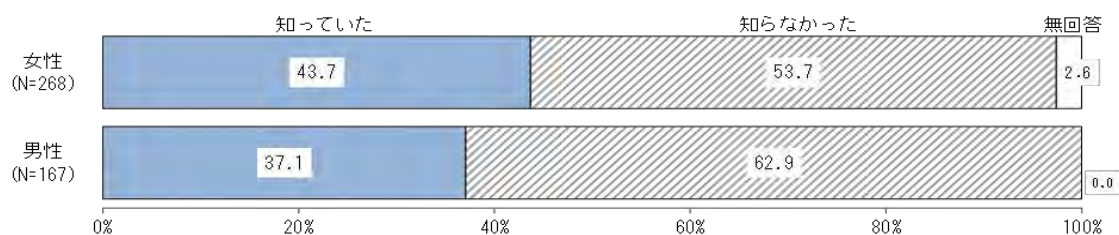
内閣府調査と比較すると、本市は「知っていた」が8.7ポイント高くなっています。

図 13 DVの相談窓口の認知状況（加西市）



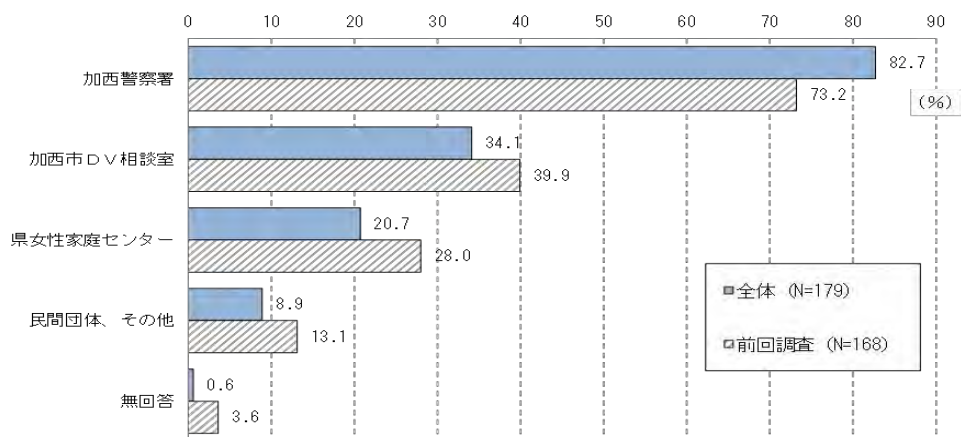
資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成28年度）

図 13-1 DVの相談窓口の認知状況（加西市）



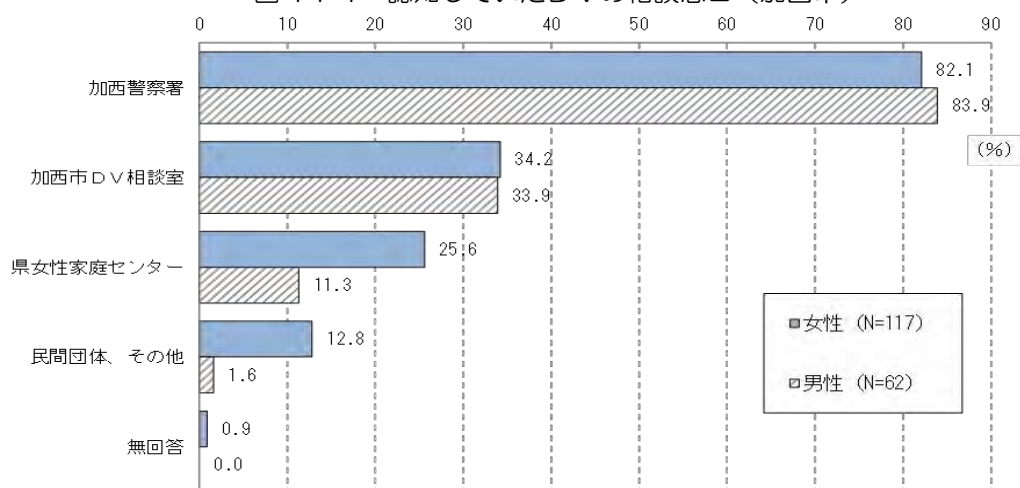
資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成28年度）

図 14 認知していたDVの相談窓口（加西市）



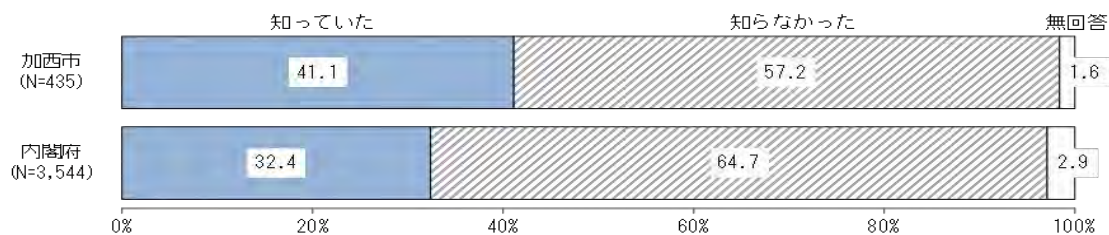
資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成28年度）

図 14-1 認知していたDVの相談窓口（加西市）



資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成28年度）

図 14-2 認知していたDVの相談窓口（加西市）

資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成28年度）
内閣府 男女間における暴力に関する調査（平成26年度）

4 DV防止に向けた意識

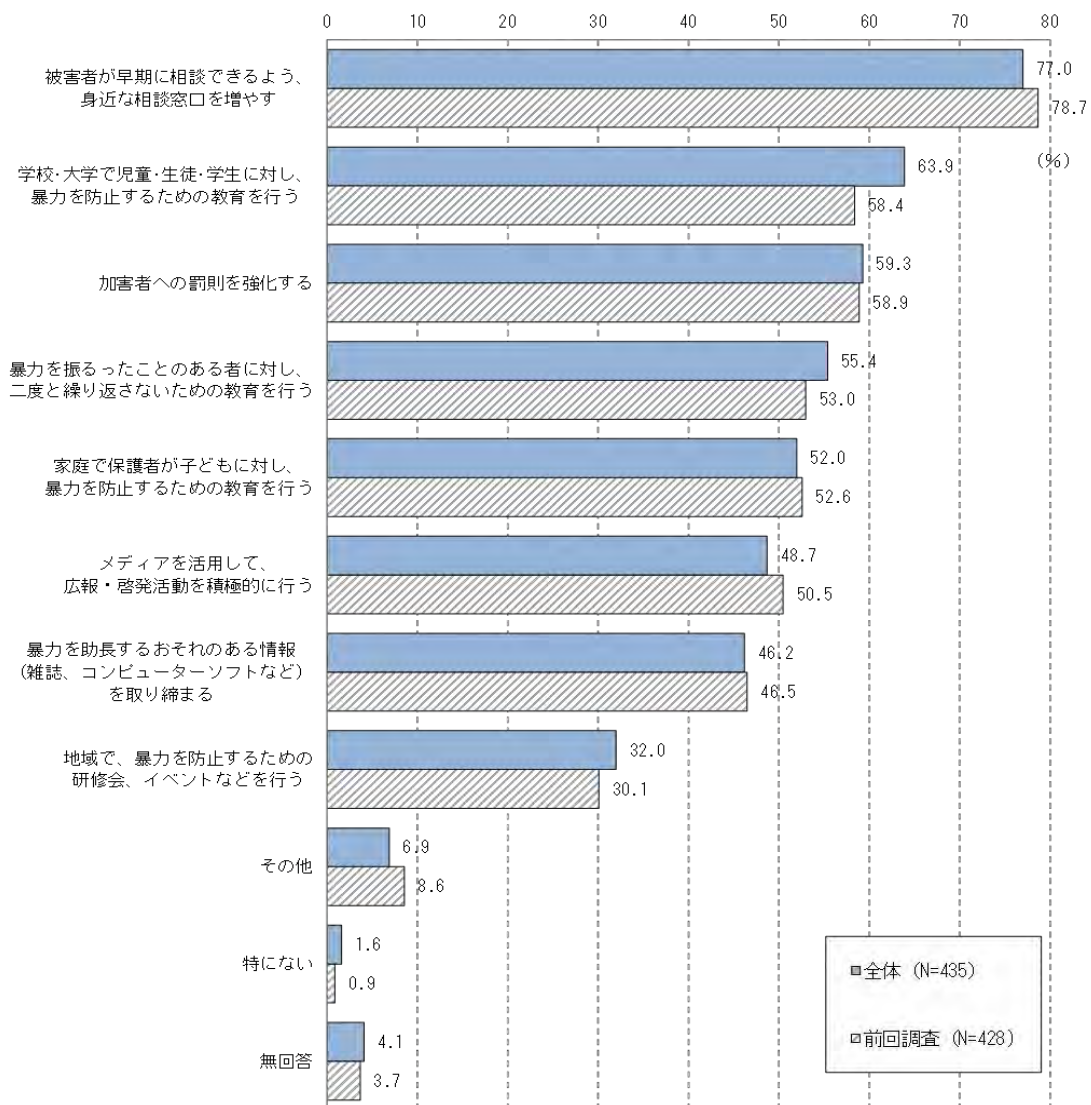
DV、デートDVを防止するために必要なことについて、本市の調査では、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」が77.0%と最も高く、次いで「学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」が63.9%、「加害者への罰則を強化する」が59.3%となっています。

前回調査と比較してもさほど大きな差はみられないものの、「学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」が5.5ポイント高くなっています。

性別でみると、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」が女性で77.8%、男性で76.5%と、ともに最も高くなっています。これに続くのが、女性では「加害者への罰則を強化する」で64.1%、男性では「学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」で66.0%となっています。

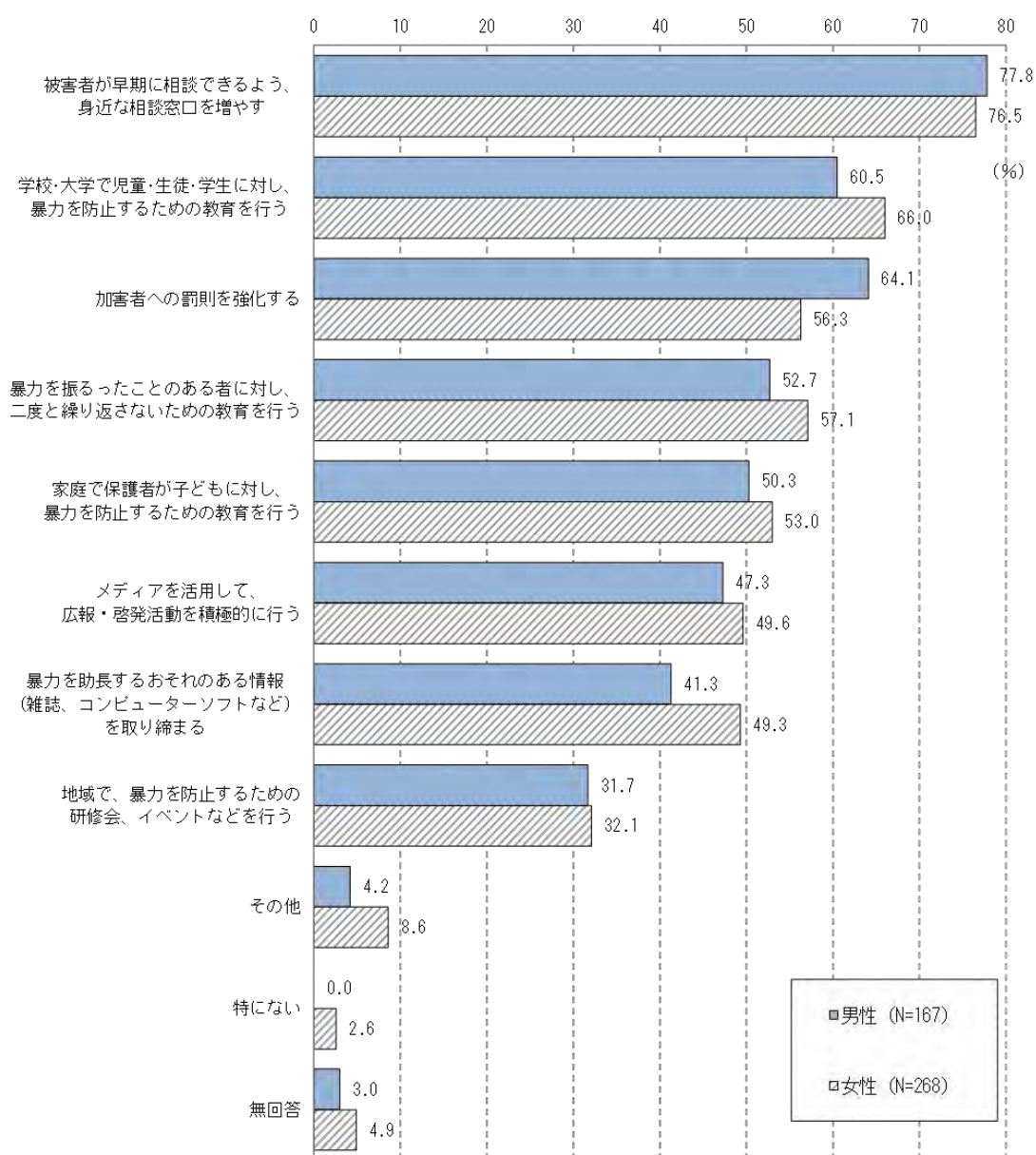
本市では、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」が77.0%と最も高く、内閣府調査に比べて7.6ポイント高くなっています。また、これに続くのが、内閣府調査では「加害者への罰則を強化する」に対し、本市調査では「学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」となっています。

図 15 DV、デートDVの防止対策（加西市）



資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成28年度）

図 15-1 DV、デートDVの防止対策（加西市）



資料：加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定における調査（平成 28 年度）
内閣府 男女間における暴力に関する調査（平成 26 年度）

【調査結果 自由記述より】

◆ 相談支援体制について

・ 被害者が相談できる窓口は既にあるので、被害にあった時にどこへ相談すればよいのか知っておく必要があると思う。受動的にその情報が得られる環境を作るべきだと思う。
・ 被害者が容易に駆け込みできる環境が整えられればいいと思う。
・ それぞれの職場でこのような相談ができる対策をしてほしい。
・ 我が家では身体的な暴力はないが、支配的な（精神的な）態度を受けて委縮しがちで苦しい時がある。こんな時にどこに話をしに行けばいいかわからない。
・ 被害者が一人で悩まず、第三者にすぐに相談できるシステムが構築されることを期待する。
・ 警察でも相談できる体制をつくる。（電話やメールなど 24 時間対応）

◆ 早期発見、通報体制について

・ 暴力や言葉での暴力を受けている人がいても、どこからがDVでどこまでが夫婦喧嘩なのか線引きが難しく、聞いた方も「大変やなあ」の言葉で片付けてしまっている気がする。
・ DVを100%防止するのは不可能であり、地域で連携を取っていく姿勢をつくるべきだと思う。何か異常があれば、そういう時に気付いたりできるはず。
・ 近隣でおかしいと思ったら積極的に警察等に連絡すべきである。
・ 定期的な声かけ訪問が必要。
・ 相談員が家庭に入って聞いてほしい。
・ 以前、集合住宅に住んでいた時、結構な数のDV家庭があったと思う。無記名での情報提供の方法があればと思う。

◆ 加害者に対する働きかけについて

・ 加害者でも苦しんでいる人もいると思う。加害者への教育もぜひお願いしたい。
・ 女性を保護したり、相談できる場があるなど、被害者側の支援はつくられつつあるが、加害者側の支援がほとんどないと感じる。その支援が増えることを望む。
・ 暴力をふるうには何か理由があると思う。専門の人（心理士など）がしっかり加害者の話を聞いてあげるところがあればいいと思う。
・ 一回でもDVをした人について、定期的に注意して教育してほしい。

◆ 啓発活動について

・ DVに対して地域等が理解できるように指導してほしい。
・ DVを受けている人が自分が悪いから仕方ない等思わず、暴力はどんな理由であれ、いけないという事をもっと知してほしい。
・ このようなアンケートは考えるきっかけにもなるので、積極的に続けていただきたい。

◆ その他

・ 相談の場はできるだけ多い方が良いと思うが、相手は常識では考えられないような人も多いため、相談したことによる事態の想定が難しく、躊躇せざるを得ない場合が多いと思う。
・ 肉体的な暴力だけではなく、言葉の暴力で悩み、苦しんでいる人が多いと思う。

5 第1期計画（平成24～平成28）の取組み状況

【重点施策1 早期発見・通報のための体制整備】

《主な取組み内容》

- 被害者が来所した際には配偶者暴力相談支援センター※（以下、配暴センター）へつないでもらえるよう、関係機関に周知、依頼をしました。
- DV被害者支援基本フローチャートを作成し、被害者の来所対応や電話対応についての注意事項を周知、配暴センターへのつなぎ方を確認しました。
- 市保健師、民生委員児童委員協議会、園長会に対して、研修を実施しました。
- 配暴センターのパンフレットを送付し、相談窓口の啓発を実施しました。
- DV防止啓発パンフレットを作成し、全戸配布しました。
- 毎月発行される広報の相談支援窓口の一覧に掲載しました。
- 公共施設に配暴センターの案内カードや県等相談機関が掲載されたパンフレットを設置しました。
- 成人式で若年層に向けたDV防止啓発リーフレットを配布しました。
- 公共機関の女子トイレに相談窓口が掲載されたカードを置きました。
- 公共施設のロビー等に相談機関が掲載されたパンフレットや啓発資料を設置しました。
- 必要に応じ、関係機関への問合せや通訳制度の利用、及び本人への情報提供を行いました。

《課題》

- 被害者支援を丁寧で速やかに対応するため、被害者対応マニュアルの作成と、適切な対応の徹底。
- 被害者の安全確保のため、市職員及び医療・保健・福祉関係者、教職員等の意識及び資質向上のための啓発、研修を充実させる。
- 配暴センターをはじめとする相談窓口の周知・啓発。

※配偶者暴力相談支援センター：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を目的として、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者等の安全の確保及び一時保護、自立のための情報提供とその他の援助の実施など、DV防止法第3条第3項に定められた機能を備えた機関。

【重点施策2 相談体制の充実】

《主な取り組み内容》

- 被害者がどこで相談をしても、配暴センターに速やかにつながるよう各相談窓口、市役所各窓口の担当者と連携し、相談支援を行いました。
- 被害者の安全を優先し、安心して相談できるよう相談員が出向いて相談を行うなどの対応をしました。
- 平成26年4月に配暴センターを開設し、相談と総合的な支援を行っています。
- 様々な研修に参加できるよう予算を確保し、実務能力の向上を図りました。
- 全国・近畿・県婦人相談員協議会に加入、相談員同士の交流を図ることで相談員の疲弊等の防止に努めました。
- 相談員・窓口職員が、加害者への情報漏洩の危険を認識し、守秘義務の徹底を図り、注意喚起しました。
- 被害者の安全と負担軽減のため、担当職員が各窓口に出向くよう、また、各窓口担当職員が相談室へ出向くなど被害者自らが庁舎内を移動しなくても手続きできるようにしました。

《課題》

- 被害者がどこで相談をしても配暴センターにつながる体制づくり。
- 加害者への情報漏洩防止にむけた、守秘義務の徹底。
- 相談員のバーンアウト防止のための対策。
- 手続きの一元化についての、マニュアル整備。

【重点施策3 外国人・高齢者・障がい者に対する支援】

《主な取り組み内容》

- 必要に応じ、関係機関への問合せや通訳制度の利用、及び本人への情報提供を行いました。
- 相談者の年齢・状況から、高齢者虐待担当部署との連携が必要と考えられる場合は、相談内容の情報共有を行いながら支援を行いました。
- 障がい者支援担当と情報共有を行い、適切な支援方法を検討、被害者やその家族に対して支援を行いました。

《課題》

- 外国人被害者支援のための通訳派遣機関との連携。
- 高齢者担当、障がい者担当と円滑に連携できる体制づくり。

【重点施策4 被害者の安全確保のための体制整備】

《主な取り組み内容》

- 被害者の安全確保のため、女性家庭センターや警察と連携し速やかに一時保護※が行えるようにしました。
- 被害者や同伴家族の状況を考慮し、被害者に適した施設での一時保護を行いました。
- 一時保護を行うまでの安全確保の間の避難場所を確保しました。（1か所）
- 被害者と同伴家族の安全のため、警察との連携を密にし、加害者の動向には特に注意を払いました。
- 緊急時に必要となる宿泊費や交通費等の補助として、平成24年より、緊急避難支援費を予算化しました。
- 配暴センターの相談支援の中で、保護命令制度※に関する情報提供を行い、書類作成に関する支援を行いました。
- 被害者が裁判所で行う手続き（保護命令制度、調停）について、相談員が同行支援を行いました。
- 「住民基本台帳事務における支援措置」制度について、周知を行いました。
- 市民課との連携を強化し、配暴センターで「住民基本台帳事務における支援措置」支援申出書を発行しました。
- 住民基本台帳からの情報に基づいて事務処理を行う関係部署に対し、加害者からの問合せに対する注意喚起をし、情報管理を徹底しました。
- 教育委員会、保育所・学校と連携し、被害者と同伴する子どもの転校手続きが円滑に行えるように協議、対応しました。
- 被害者と子どもの安全確保のため情報管理を徹底するとともに、保育・学校関係者が加害者の追及を受けないよう、対応策等について密に連携しました。

《課題》

- 相談から一時保護までの体制整備を図るための、緊急時支援フローチャートの作成。
- マイナンバー制度開始にともなう、情報管理のさらなる徹底。
- 加害者対応の徹底を図るため、職員に対する研修の実施。

※一時保護：暴力を避けるために家を出たいと思っても、加害者に知られずに身を寄せる場所がない場合に、被害者が一時的に避難する手段。

※保護命令制度：被害者から申立てを受けた地方裁判所が、配偶者からのさらなる身体に対する暴力により、被害者の生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めたとき、当該配偶者に対して発令するもので、被害者等への接近禁止命令、被害者への電話等禁止命令、退去命令の3種類がある。

【重点施策5 被害者の自立に向けた支援の実施】

《主な取り組み内容》

- 被害者に対し、必要な制度（生活保護・児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当等）の情報提供を行い、手続きに関する支援を行いました。
- 被害者に対して、転居先での医療保険や国民年金等に関して説明し、「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」を発行、支援を行いました。
- 被害者に対し、離婚等に関する調停等の申立てや法律相談についての情報提供を行い、支援を行いました。
- 市外から避難してきた被害者が、市営住宅の入居申込ができるよう、配暴センターで、相談証明書を発行し、支援しました。
- 他市や県の公営住宅の優先入居情報を調べ、情報提供を行いました。
- 就労支援員による就労相談・支援の情報提供を行いました。

《課題》

- 被害者の、自立に向けた長期的な支援。
- 被害者にわかりやすい情報提供と手続きの支援。
- 自立に向けた生活支援策のための民間団体との連携・協力。

【重点施策6 被害者の健康に関する支援の実施】

《主な取り組み内容》

- 被害者の状況を応じて、医療機関と連携し、受診やカウンセリングを受けられるよう支援を行いました。
- 転出する被害者に対して、転出先の配暴センター、及び相談員に情報提供を行い、転出先で安定した生活が送れるよう支援を行いました。
- 転入者に対しては、二次的被害※に配慮しながら、正確な情報収集に努め、支援を行いました。
- 被害者に対して、医療機関の紹介や受診を勧める際は、被害者に負担がかからないよう配暴センターで医療機関との調整を行いました。

《課題》

- 被害者のニーズに沿った相談・支援機関の情報提供。
- 医療・保健・福祉関係とのネットワークの強化。

※二次的被害：支援者など被害者と直接接する人が、DV被害者の特性への理解が不十分のため、被害者に対し、不適切な対応をし、被害者に更なる被害が生じること。

【重点施策7 被害者の子どもに対する支援の実施】

《主な取り組み内容》

- 心に傷を負った被害者の子どもに対して、関係機関と連携しながら、必要な支援を行いました。
- 子育てに関する情報提供を行い、被害者の状況に応じた適切な関係機関と連携、支援を行いました。
- 被害者の状況に応じて、スムーズな入園、転校手続きができるように関係機関と連携して支援を行いました。

《課題》

- 被害者のニーズに沿った相談・支援機関の情報提供。
- 面前DVは、子どもに重大な影響を与える児童虐待行為との認識を持ち、子どもの健やかな成長に配慮した支援を実施。

【重点施策8 市民に対する啓発の推進】

《主な取り組み内容》

- ふるさと創造課による「パープルリボン※月間」のDV防止イベントや啓発を実施しました。
- 関係部署の研修状況を確認しました。
- 男女共同参画センターによる講座に参加しました。

《課題》

- 市民の目につきやすい形での継続的な啓発。
- 関係部署で実施される研修機会を活用し、DV研修の開催。

【重点施策9 若年層への教育・啓発の推進】

《主な取り組み内容》

- 学校での教育・啓発の現状把握と、啓発方法を検討しました。

《課題》

- DV被害者・加害者を生み出さないための、若年層への教育・啓発の充実。
- 教職員・保護者に対する研修を実施。

※パープルリボン：女性に対する暴力の根絶を訴える啓発用（紫色）のリボン。

【重点施策 10 地域・企業等と連携した啓発の推進】

《主な取り組み内容》

- 地域・企業等と連携した啓発方法を検討しました。

《課題》

- 地域団体・企業等に対し、DVに関する理解を深めるための啓発。
- DV被害者の早期発見と適切な相談機関につなぐ通報の必要性等を含めた啓発。

【重点施策 11 関係機関との連携強化】

《主な取り組み内容》

- 女性家庭センターやこども家庭センター・警察等と連携を密にし、迅速で適切な支援ができるように努めました。
- DVは児童虐待（心理的虐待）であることから要保護児童対策地域協議会※へ婦人相談員が参加することになりました。
- 被害者が高齢者や障がい者である場合、担当部署と連携し、情報交換、情報共有を行い、被害者に必要な適切な支援ができるよう個別ケース会議を開催しました。
- 広域での対応が必要なケースについて、女性家庭センターや他市町と連携・協力し被害者支援を行いました。
- 兵庫県内においては、北播磨地域DV防止ネットワーク会議※、兵庫県配偶者暴力相談支援センター連絡会議等を活用し、また全国的な広域連携には婦人相談員連絡協議会を活用し、他市町と情報交換・協議し、広域的な連携を図りました。
- 民間シェルターと連携し、被害者の保護と支援を行いました。

※要保護児童対策地域協議会：児童虐待や非行など保護を要する児童や出産前から児童の養育に支援が必要と思われる妊婦などに関する諸問題について、福祉事務所、児童相談所、学校等の関係機関が連携して組織的に対応し、当該児童及び妊婦の早期発見及び適切な保護を図る。

※北播磨地域DV防止ネットワーク会議：西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市・多可町の5市1町における、DV被害者の相談、保護、支援等を行う機関（地方法務局・警察署・女性家庭センター・健康福祉事務所・市役所等）で構成される会議。DV防止、被害者の支援を効果的に推進するため情報交換や連絡調整などを行っている。

《課題》

- 庁内連携会議・関係機関ネットワーク会議を早急に設置し、被害者支援のための情報共有や具体的支援に関わる会議の実施。
- マニュアル作成し、各関係機関の役割等を確認。

【重点施策12 支援者の育成】

《主な取り組み内容》

- 管理職対象、窓口職員対象に研修を実施しました。
- 様々な研修に参加できるよう十分な予算を確保し、実務能力の向上を図りました。

《課題》

- 相談員等支援関係者のセルフケア、二次受傷※防止のための研修受講。
- 被害者に対する二次的被害防止のため、実務担当者以外の市職員に対する意識啓発に向けた研修。

※二次受傷：相談員などの支援者が、被害者から深刻な被害状況等について数多く話を聞くうちに、自らも同様の心理状態に陥ること。

第3章 計画の基本方針

1 計画の基本方針

DVは、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。DVを容認しない社会の実現は、最優先すべき課題の一つです。本市では、DVを容認しない社会環境づくりや被害の防止、被害者の早期発見・安全確保を図り、被害者の立場に立った切れ目のない支援の実現を推進するため、平成24年3月に「加西市配偶者等からの暴力対策基本計画」を策定しました。

このたび、第1期計画の最終年度となることから、本市におけるこれまでのDV対策の取り組みや課題を検証し、啓発などによるDV防止対策から自立支援までの切れ目のない施策を推進するため改定を行います。

《計画の基本的な視点》

- (1) DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。
- (2) DVが行われている家庭の子どもも被害者である。
- (3) DVは、被害者だけでなくその子どもの心身や健康に有害な影響を及ぼすものである。
- (4) 被害者の支援にあたっては、被害者の意思を尊重し、被害者の立場に立った切れ目のない支援を行う。
- (5) DV防止のための啓発・教育により、DVを容認しない社会づくりを推進する。

2 基本目標

本計画の基本目標を以下のとおり定めます。

基本目標1 安心して相談できる体制の整備

被害者が安心して相談できるよう、相談体制の充実を図ります。

- ・早期発見・通報のための体制整備
- ・相談体制の充実
- ・外国人・高齢者・障がい者に対する支援の実施
- ・個人情報保護条例に基づく個人情報の適切な取り扱いの実施

基本目標２ 被害者の安全な保護と自立を支援する体制の強化

被害者を早期に発見し、警察などの関係機関と連携して、被害者の安全を確保する体制を強化するとともに、被害者が自立した生活を営むことができるよう、総合的に支援していきます。

- ・被害者の安全確保のための体制整備
- ・被害者の自立に向けた支援の実施
- ・被害者の健康に関する支援の実施
- ・被害者の子どもに対する支援の実施

基本目標３ 暴力を許さない環境づくりの推進

あらゆる機会を通じて、市民一人ひとりのDVに関する正しい理解を深め、DVの防止に努めます。

- ・市民に対する啓発の推進
- ・若年層への教育・啓発の推進
- ・地域・企業等と連携した啓発の推進

基本目標４ 効果的な施策実施体制の整備

被害者の保護や自立生活の確保等に向け、庁内外を含めた柔軟な体制づくりを検討するとともに、県や警察、その他の関係機関との連携を図り、被害者支援に携わる人材の育成に取り組みます。

- ・関係機関との連携強化
- ・支援者の育成・被害者の健康に関する支援の実施

3 計画の体系

基本方針

基本目標

重点施策

基本方針

1 安心して相談できる体制の整備

1 早期発見・通報のための体制整備

2 相談体制の充実

2 被害者の安全な保護と自立を支援する体制の強化

3 外国人・高齢者・障がい者に対する支援の実施

4 被害者の安全確保のための体制整備

5 被害者の自立に向けた支援の実施

6 被害者の健康に関する支援の実施

7 被害者の子どもに対する支援の実施

3 暴力を許さない環境づくりの推進

8 市民に対する啓発の推進

9 若年層への教育・啓発の推進

10 地域・企業等と連携した啓発の推進

4 効果的な施策実施体制の整備

11 関係機関との連携強化

12 支援者の育成

施 策

- (1) 関係機関による適切な被害者対応の徹底
- (2) 医療・保健・福祉関係者に対する啓発
- (3) 保育所（園）・幼稚（児）園・学校関係者に対する啓発
- (4) ホームページや広報等による相談支援窓口の周知

- (1) 体系的な相談支援環境づくり
- (2) 相談員・窓口職員の資質向上
- (3) 円滑な相談支援の実施

- (1) 関係機関との連携による外国人被害者への支援
- (2) 高齢者・障がい者に対する適切な支援

- (1) 緊急時における被害者の安全確保
- (2) 保護命令等に関する情報提供及び手続き等の同行支援
- (3) 被害者に関する情報の保護・管理

- (1) 支援のための様々な制度利用に関する情報提供
- (2) 住居・就業等、生活安定に向けた支援

- (1) 心の健康を回復するための支援
- (2) 適切な医療を受けるための支援

- (1) 関係機関との連携によるこころのケア・発達に関する支援
- (2) 保育・就学等に関する支援

- (1) DV防止に関する効果的な広報の実施
- (2) 研修会やシンポジウム等の開催

- (1) 教職員等の継続的な研修の実施
- (2) 若年層に向けたデートDV防止のための教育・啓発
- (3) 保護者に向けたDV、デートDV防止のための教育・啓発

- (1) 地域団体・企業等との連携によるDV防止教育・啓発

- (1) 関係機関との連携による啓発・被害者支援等の実施
- (2) 広域的な連携の強化

- (1) 被害者支援に携わる人材の育成

第4章 施策の展開

基本目標 1 安心して相談できる体制の整備

被害者の負担を軽減し、安心して相談できるよう、被害者の状況に配慮した相談体制の整備に努めます。また、被害者が一人で悩むことなく相談できるよう、相談窓口を広く周知します。

被害者からの相談に適切かつ迅速に対応するため、配暴センターと関係機関がそれぞれの機能や役割を十分に理解し、支援に対する共通認識を持ち、緊密に連携し、相談体制の充実を図っていきます。DV相談担当者の専門的対応力の向上を目指すとともに、被害者からの深刻な相談に対応する職員・相談員の二次受傷を防ぐための取組みを実施します。

【重点施策 1 早期発見・通報のための体制整備】

事業名	事業内容	区分	関係部署
(1) 関係機関による適切な被害者対応の徹底			
①被害者対応にかかるマニュアル作成、関係機関等への配布	人事異動に伴う適切な引継ぎが行えるよう、被害者対応マニュアルを作成し、周知の継続をします。	充実	地域福祉課
②被害者の二次的被害の防止対策	二次的被害防止のために、被害者対応マニュアルを作成し、意識を向上させるための研修を実施します。	充実	各窓口関係部署

事業名	事業内容	区分	関係部署
(2) 医療・保健・福祉関係者に対する啓発			
①保健・医療関係者等への研修実施	加西市医師会、兵庫県看護協会北播支部、市立加西病院が実施する研修等の機会を通じて、医師・看護師、助産師等の医療関係者を対象に、DVについての認識を深めるための研修会等を実施できるよう調整します。 各機関が実施するDVに関する研修に医師、看護師、助産師等が参加できるよう協力・理解を依頼します。	充実	ふるさと創造課 健康課 長寿介護課 地域福祉課 市立加西病院
②民生委員・児童委員等、福祉関係者等への啓発	民生委員・児童委員等の福祉関係者や人権擁護委員等に対し、DVについての理解を深めるため、継続して研修を実施できるよう調整します。	継続	ふるさと創造課 福祉企画課 地域福祉課 人権推進課
③関係機関への相談窓口の啓発	配暴センターをはじめとする相談窓口の周知・啓発について、各相談窓口関係部署等と協議し、相談窓口の周知徹底を図ります。	充実	地域福祉課 健康課 各相談窓口関係部署
(3) 保育所(園)・幼稚(児)園・学校関係者に対する啓発			
①園長会での職員研修の実施	DV防止の啓発資料等を配布し、こども未来課、園長会の協力を得て、研修を実施します。また、講師等の派遣を行い、実例・対応についての研修を実施します。	充実	ふるさと創造課 地域福祉課 こども未来課
②教職員への職員研修の実施	DV防止の啓発資料等を配布し、教育委員会や学校長、総合教育センターの協力を得て、各学校において研修を実施します。また、講師等の派遣を行い、実例・対応についての研修を実施します。	充実	ふるさと創造課 人権推進課 地域福祉課 学校教育課 総合教育センター

事業名	事業内容	区分	関係部署
(4) ホームページや広報等による相談支援窓口の周知			
①市民への相談支援窓口の啓発	パンフレット、毎月発行される広報誌による啓発だけでなく、インターネット等の媒体を活用し、よりわかりやすい啓発媒体を作っていきます。 男性からの相談のために、県の相談機関を案内します。	充実	人口増政策課 秘書課 ふるさと創造課 地域福祉課 各相談窓口関係部署
②身近な場所での相談支援窓口の啓発	学生などの若年層もカードを手にとることができるよう、カードやパンフレットの設置場所を拡大し、相談支援窓口の周知に努めます。	充実	健康課 地域福祉課 各相談窓口関係部署
③多言語による相談支援窓口の啓発	多言語対応DV防止啓発リーフレット及びカードの設置場所を拡大し、相談支援窓口の周知に努めます。	継続	ふるさと創造課 地域福祉課

【重点施策2 相談体制の充実】

事業名	事業内容	区分	関係部署
(1) 体系的な相談支援環境づくり			
①各相談窓口の充実	被害者に関係する全部署が「相談窓口」の認識を持ち、配暴センター等専門相談機関について情報提供できるよう啓発を進めます。 各相談窓口関係部署がDVの有無を的確に判断し、確実に配暴センターにつなげます。	充実	人口増政策課 総務課 ふるさと創造課 地域福祉課

事業名	事業内容	区分	関係部署
②配暴センター機能の整備	配暴センターが身近な相談窓口であることを周知し、安心して相談できる体制及び適切な支援をさらに進めていきます。	充実	総務課 地域福祉課
(2) 相談員・窓口職員の資質向上			
①相談員の各種研修への参加	自治体・関係機関が実施するDVに関する様々な研修に参加する機会を積極的に作り、さらに相談員の資質の向上に繋げていきます。	継続	ふるさと創造課 地域福祉課
②支援者の被害防止のための研修等の実施	相談員等のバーンアウトを防ぐために、定期的な職場環境の見直し、職員研修や面談等を行います。 こころのケアセンター等での研修機会の確保、必要に応じスーパーバイズを受けられる体制を整備してきます。	充実	総務課 地域福祉課
③苦情処理体制の整備	苦情処理対応のためのフローチャートを作り、広報します。	継続	総務課 地域福祉課
④守秘義務の徹底	研修等により、被害者に対する情報の共有と被害者の居所を含む被害者の情報管理のさらなる徹底を行います。	継続	総務課 地域福祉課
(3) 円滑な相談支援の実施			
①手続きの一元化 (ワンストップサービスの実施)	庁内外の関係機関と情報共有などの連携を強化し、さらにスムーズな支援が行なえるよう努めます。 複数の手続きを並行して進めるために関係課が相談室へ出向いて、手続きを行える体制づくりをします。	継続	地域福祉課 各担当窓口関係部署

基本目標 2 被害者の安全な保護と自立を支援する体制の強化

DV被害者及び被害者の子ども等の同伴家族の安全を確保するにあたっては、マイナンバー※制度への対応も含めた被害者の個人情報保護に細心の注意が必要です。被害者の安全と安心して避難できる体制を確保し、必要に応じて速やかな一時保護に繋ぐためには、女性家庭センターや警察等と連携が欠かせません。

DVが被害者の心身に与える影響は大きく、転居、失業、離婚等によって、経済的にも精神的にも不安定な状況になります。被害者が一時保護所から出た後、DVから逃れ、自立に向けた新たな生活をスタートできるよう、住宅・就業等、生活安定のための支援、また心身の健康を回復・維持していくための継続した支援が重要となります。

本市では、被害者の生活支援のための各種福祉制度についての情報提供や就労支援を行っていますが、被害者及び同伴家族が安心して生活ができるよう、生活の基盤となる住居の確保や暴力の影響から回復するための保健・医療機関との連携による心理的な支援など総合的な支援がさらに必要です。

DVのある家庭で育った子どもは心身ともに大きな傷を負っており、情緒面や行動面で問題を抱えていたり、悩みを誰にも相談できずに一人で抱え込んでいたりすることもあります。子どももDVの被害者であるという認識を持ち、関係機関が協力・連携しながら、子どもが安定した生活を送れるよう支援を行います。

また、外国人や高齢者、障がい者に相談の機会が閉ざされることのないよう、特定の立場の被害者への配慮が必要です。

※マイナンバー：マイナンバー法に基づいて日本国内に住民票を有するすべての個人に割り当てられる個人番号の総称。

【重点施策3 外国人・高齢者・障がい者に対する支援の実施】

事業名	事業内容	区分	関係部署
(1) 関係機関との連携による外国人被害者への支援			
①外国人被害者への相談支援	通訳派遣体制を整備し、適切な意思疎通を図りながら対応を行います。 女性家庭センター作成の多言語対応DV防止啓発リーフレット及びカードを活用し、情報提供に努めます。	充実	ふるさと創造課 地域福祉課
(2) 高齢者・障がい者に対する適切な支援			
①高齢者に対する適切な支援	高齢者虐待とDVの関連性や援助の視点を明らかにし、被害者を発見した場合は速やかで適切な連携を行います。	継続	健康課 長寿介護課 地域福祉課
②障がい者に対する適切な支援	障がい者の相談に関わる機関と連携し、情報共有をしながら、障がいの内容に合わせた適切な方法で支援を行います。	継続	地域福祉課

【重点施策4 被害者の安全確保のための体制整備】

事業名	事業内容	区分	関係部署
(1) 緊急時における被害者の安全確保			
①関係機関の連携による速やかな一時保護	緊急時支援フローチャートを作成し、速やかに一時保護ができる体制づくりをします。 一時保護所での保護が困難な場合に備え、母子生活支援施設と子育て家庭ショートステイ事業の契約を行います。 民間シェルター等の情報収集に努めます。	継続	地域福祉課

事業名	事業内容	区分	関係部署
②被害者の安全確保	県に対し、一時保護対策の充実について要望していきます。 被害者と相談員の安全のため配暴センターの場所の秘匿を徹底します。 加害者からの問合せがあった場合の対応方法について明確にし、各関係部署と連携していきます。	充実	地域福祉課
③一時保護に伴う経済的支援	関係部署と協議・検討を行い、予算を確保し、適切に活用していきます。	充実	財政課 ふるさと創造課 地域福祉課
(2) 保護命令等に関する情報提供及び手続き等の同行支援			
①保護命令制度に関する情報提供・申立て時の支援	保護命令制度を適切に、また円滑かつ迅速に利用できるよう、情報提供や、書類作成の支援を行います。	継続	地域福祉課
②裁判所への同行支援	必要に応じて裁判所への同行支援を行います。	継続	地域福祉課
(3) 被害者に関する情報の保護・管理			
①住民基本台帳閲覧等の制限に関する情報提供	加害者に住所を知られないための支援措置を、被害者の立場に立って実施していきます。	継続	市民課 地域福祉課

事業名	事業内容	区分	関係部署
②関係部署の情報管理の徹底	被害者の安全確保を図るため、住民基本台帳からの情報に基づいて事務処理を行う部署において、情報の管理を徹底します。 加害者からの問合せに対し、被害者保護の観点から、不用意に問合せに答えないなど、関係機関や関係部署が連携し徹底した取り組みを行います。 加害者対応の徹底を図るため、職員向けのマニュアルを作成し、研修を実施します。	継続	総務課 市民課 健康課 地域福祉課
③子どもに関する情報管理の徹底	被害者の子どもの就学、就園について、統一した対応ができるよう、マニュアルの作成を行い、研修を実施します。 子どもの連れ去り、なりすまし等を防止するため、校長・教頭等の管理職など子どもの関係者と連携します。	充実	ふるさと創造課 地域福祉課 学校教育課 こども未来課 総合教育センター

【重点施策5 被害者の自立に向けた支援の実施】

事業名	事業内容	区分	関係部署
(1) 支援のための様々な制度利用に関する情報提供			
①各種福祉制度の情報提供・利用支援	被害者の個々の状況に応じた、必要な制度の内容や手続きのわかりやすい説明を徹底します。	継続	地域福祉課
②保険・医療・年金等の情報提供と手続き支援	医療保険、国民年金等の制度や手続きについてわかりやすい説明を行い、必要に応じて手続きの同行支援を行います。	継続	市民課 健康課 地域福祉課 国保医療課

事業名	事業内容	区分	関係部署
③司法手続きに関する情報提供と手続き支援	司法手続きについて、法律相談、法テラスの紹介などの情報提供を行い、申立手続きの支援を強化します。	継続	地域福祉課
(2) 住居・就業等、生活安定に向けた支援			
①公営住宅に関する支援	県営住宅の優先入居情報の提供をします。 市営住宅の入居条件、入居手続きについて、他市の取組状況を参考にしながら、柔軟な対応ができるよう施設管理課と協議していきます。	充実	施設管理課 地域福祉課
②公営住宅の広域連携への働きかけ	公営住宅の広域連携による活用について、県や他の自治体に働きかけます。	充実	地域福祉課 施設管理課
③就労支援	就労支援員との連携による就労相談・支援の強化を行うとともに、母子家庭自立支援制度等について、わかりやすく周知し、必要な場合は活用を促進します。 県等が主催する就職関連のセミナーや資格取得講座の情報提供、参加への支援を行います。 具体的な就業につながるようハローワークとの連携を強化します。	充実	地域福祉課 産業振興課

事業名	事業内容	区分	関係部署
④ 経済的な生活支援策の検討	被害者の生活安定のための支援を、民間団体との協力も含め検討していきます。	充実	財政課 地域福祉課

【重点施策 6 被害者の健康に関する支援の実施】

事業名	事業内容	区分	関係部署
(1) 心の健康を回復するための支援			
①被害者のこころのケア	被害者が心理的な安定を取り戻せるように、県等の関係機関や保健・医療機関につなぎ、被害者のこころのケアに対する支援に努めます。	継続	健康課 地域福祉課
②他市町との連携によるこころのケア	DV被害により本市を転出する被害者が、こころのケアについてサポートを受けながら安定した生活を送れるように、個人情報保護に配慮しながら、転出先の自治体へ正確な情報提供を行います。 他市から被害者が転入する旨の情報提供があった場合は、状況に応じて適切に対処していきます。	継続	健康課 地域福祉課 [※加東健康福祉事務所]
(2) 適切な医療を受けるための支援			
①保健・医療機関との連携	被害者のニーズに合わせた相談、支援機関の情報提供や連携ができるよう、保健・医療機関とのネットワークづくりを行います。	充実	健康課 地域福祉課 市立加西病院 (地域医療室) [※加西市医師会]

【重点施策 7 被害者の子どもに対する支援の実施】

事業名	事業内容	区分	関係部署
(1) 関係機関との連携によるこころのケア・発達に関する支援			
①関係機関との連携による子どもへのケア	子どもの年齢や心身の状態に応じた相談・支援を行うため、学校をはじめとする関係機関や中央子ども家庭センターと連携し、子どもへの心理的ケアを行います。 経済的困窮を抱える場合は、学習支援事業の活用も行います。	継続	健康課 地域福祉課 学校教育課 こども未来課 総合教育センター
②保護者の養育支援	子どもの発達・養育面で不安を抱えている被害者に対しては、保健師によるすくすく子育て相談窓口や児童療育室を通じて、子どもと適切な関わりを保つための支援を行います。	継続	健康課 地域福祉課
(2) 保育・就学等に関する支援			
①就園・就学における支援	子どもの就園・就学に関する手続きについて、転出前、転出後の関係機関と連携しながら、適切な支援を実施していきます。	継続	地域福祉課 学校教育課 こども未来課 総合教育センター

基本目標 3 暴力を許さない環境づくりの推進

いかなる理由があっても、どんなに親密な間柄であったとしても暴力は決して許されるものではありません。女性に対する暴力には、DV、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪などがありますが、なかでも、DVは夫・パートナー、交際相手など親密な関係のなかでおこるため、家庭内の問題や個人の問題として捉えられ、表面化しにくく対応の難しさが言われています。

DVの被害者の多くが女性であり、DVが発生する背景として「男は仕事、女は家庭を守る」といった性別役割分担意識などにより男女間の関係が対等でない社会的・構造的問題が潜んでいると考えられます。

DVを発生させないためにも、DVに関する正しい認識を広めると同時に男女共同参画意識を浸透させていく必要があります。男女が互いに人権を尊重し合い、個性を大切にする男女共同参画社会※を実現することの大切さはいうまでもありません。男女を問わず市民一人ひとりが、人権意識を高め、さまざまな暴力を許さないという意識を社会全体で共有することが重要です。

さらに次世代を担う子ども・若者をDVの被害者にも加害者にもしないために、教育現場や地域において、DVに関する正しい知識を得る機会を増やしていくことが重要です。

【重点施策 8 市民に対する啓発の推進】

事業名	事業内容	区分	関係部署
(1) DV防止に関する効果的な広報の実施			
①DV防止の啓発	11月を「パープルリボン月間」として、集中的にDV防止に向けたイベントを実施し、広く意識の啓発を行います。	継続	ふるさと創造課 地域福祉課
(2) 研修会やシンポジウム等の開催			
①人権意識の高揚	DVに対する正しい知識を身につけ、理解するための研修の開催を働きかけます。	継続	人権推進課 ふるさと創造課 地域福祉課
②男女共同参画意識の高揚	男女共同参画センターによる各種講座や事業、男女共同参画週間等を通じて、男女共同参画意識の高揚に努めます。	継続	ふるさと創造課 地域福祉課

※男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

【重点施策 9 若年層への教育・啓発の推進】

事業名	事業内容	区分	関係部署
(1) 教職員等の継続的な研修の実施			
①教職員等への研修	専門機関からの講師招へいや相談員等の派遣による教職員等を対象にしたDVの研修を実施し、児童・生徒へのデートDVに対する啓発促進に繋げていきます。 デートDVに関する研修会・講演会等への積極的な参加の促進を教育委員会等へ働きかけます。	継続	人権推進課 ふるさと創造課 地域福祉課 学校教育課 総合教育センター
(2) 若年層に向けたデートDV防止のための教育・啓発			
①生徒に対するデートDV防止教育	デートDVに関する学習項目を、人権教育のカリキュラムに組み込むよう、各中学校や高校に働きかけを行います。	充実	人権推進課 ふるさと創造課 地域福祉課 学校教育課 総合教育センター
②保護者に対するデートDV防止教育	デートDVに関するパンフレットの配布を行います。 自分の子どもを被害者にも加害者にもしないとの視点から保護者に対する研修を、教育委員会・学校・連合PTAと連携し実施していきます。	充実	ふるさと創造課 地域福祉課 学校教育課 総合教育センター

【重点施策 10 地域・企業等と連携した啓発の推進】

事業名	事業内容	区分	関係部署
(1) 地域団体・企業等との連携によるDV防止教育・啓発			
①地域団体・企業等との協働によるDV防止啓発	民間施設等女性の利用頻度が高い場所に啓発パンフレットや相談窓口の情報を設置します。 地域団体、企業等で使用できる啓発資料の収集、整備に努めます。	充実	ふるさと創造課 地域福祉課 産業振興課

事業名	事業内容	区分	関係部署
⑤ 講師派遣事業 『出前講座』 等の実施	地域団体、企業等にDV防止に関する「出前講座」の活用働きかけを行います。	充実	ふるさと創造課 地域福祉課

基本目標 4 効果的な施策実施体制の整備

DVはさまざまな要因が絡み合っていることから、被害者の保護及び支援を円滑に実施するためには、被害者に関わる多くの部署が連携し、あらゆる視点から総合的にDV対策に取り組む必要があります。

そのため、早急にDVネットワーク会議、庁内連携会議を設置します。連携がスムーズに図れる柔軟な体制づくりをし、関係者が共通認識のもとに適切な対応ができるようマニュアルの作成やフローチャートに基づく協力・連携強化を図っていきます。

また、DV防止や被害者の安全確保、自立支援等については、庁内、市内のみならず、県や警察、他市等の関係機関も視野に入れた広域的な連携の強化が求められます。

関係機関が適切な役割分担を確認し、必要に応じて連携を図ることが重要となります。

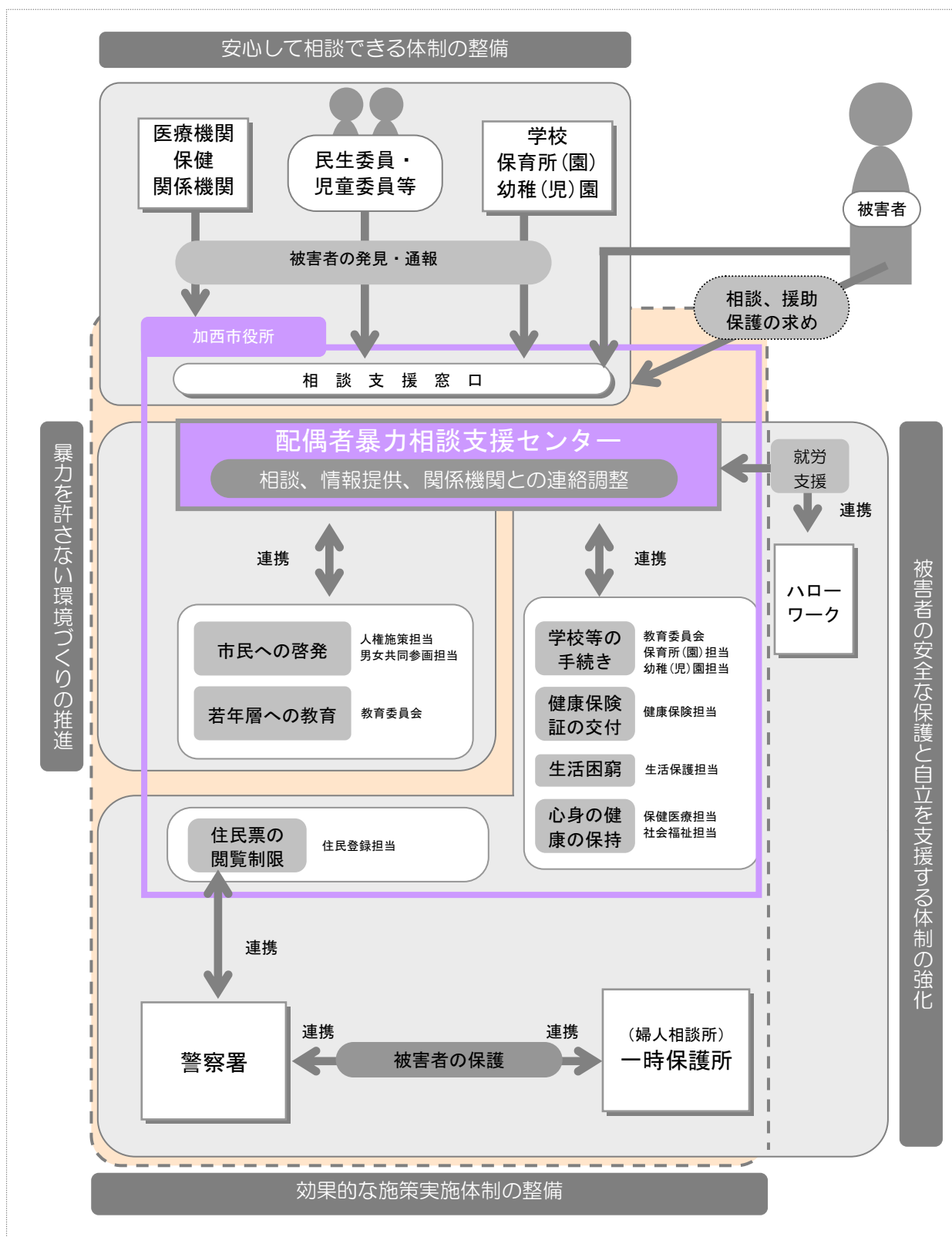
【重点施策 1 1 関係機関との連携強化】

事業名	事業内容	区分	関係部署
(1) 関係機関との連携による啓発・被害者支援等の実施			
①関係機関との連携強化	女性家庭センター・各こども家庭センター・警察等の関係機関との連携体制を整備、要保護児童対策地域協議会等の既存体制と連動させ、DVネットワーク会議、庁内連携会議を立ち上げ、定期的を開催します。	継続	人口増政策課 ふるさと創造課 市民課 健康課 長寿介護課 地域福祉課 人権推進課 学校教育課 総合教育センター
②個別ケース会議の開催	被害者の被害の状況に応じた適切な対応、支援を行うため、関係機関と横断的なケース会議を開催します。	継続	健康課 長寿介護課 地域福祉課 市立加西病院 (地域医療室)
(2) 広域的な連携の強化			
①県・近隣市町との広域連携の強化	広域で対応が必要なケースについては、県や他市町との連絡を密にして協力体制をとり、社会資源の情報の共有化、個別事案などの対応等について連携し、被害者支援を行います。	継続	地域福祉課 各関係部署
②地域会議等の活用	広域的な取組みが必要な施策については、北播磨地域DV防止ネットワーク会議等を活用し、近隣市町と協議しながら、県への働きかけを行います。	充実	地域福祉課
③民間支援団体との連携	民間支援団体の情報収集を行い、連携・協力体制を整備していきます。	充実	ふるさと創造課 地域福祉課

【重点施策１２ 支援者の育成】

事業名	事業内容	区分	関係部署
(１) 被害者支援に携わる人材の育成			
①職員に対する啓発の実施	職員研修担当と連携し、研修を実施します。 DV 相談担当者が研修で得た知識を職員にフィードバックすることで、能力向上を目指します。	継続	総務課 ふるさと創造課 地域福祉課
②支援団体の育成	市内に限らず、シェルター運営等被害者支援を実施している支援団体との連携に努めます。	充実	ふるさと創造課 地域福祉課
(再掲) ③相談員の各種研修への参加	自治体・関係機関が実施するDVに関する様々な研修に参加する機会を積極的に作り、さらに相談員の資質の向上に繋げていきます。	継続	ふるさと創造課 地域福祉課

図 16 加西市におけるDV対策の効果的な施策の実施体制（イメージ）



参考資料

1 計画の策定経過

実施日	開催（実施）事項	内 容
平成29年 2月9日	第1回 策定委員会	① 加西市のDVを取り巻く現状について ② 計画策定に関する基本的な考え方について ③ アンケートについて
2月22日	第2回 策定委員会	① 計画の施策について 第1期計画の進捗（取組）状況・評価及び第2期計画における施策の展開（案）
3月29日	第3回 策定委員会	① 計画素案について

2 加西市配偶者等からの暴力対策基本計画（第2期）策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項に規定する市町村基本計画の策定に当たり、DV対策の推進について、広く市民の意見を聴取するため、加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は一般公募により選任された者及び、次に掲げる各関係者から推薦を受けた者のうちから市長が委嘱する。

- (1) DVに関する学識を有する者
- (2) 保健医療に携わる者
- (3) 地域住民の組織に所属する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 男女共同参画に関心を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成29年3月31日とする。

（会長及び副会長）

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、会議における審議の参考に供するために必要と認める場合は、利害関係を有する者等を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

（庶務）

第7条 策定会議の庶務は、母子及び寡婦福祉担当課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行月日）

- 1 この要綱は、平成28年10月3日から施行する。

（最初の会議の招集）

- 2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

（失効）

- 3 この要綱は、基本計画策定終了時点において、その効力を失う。

3 加西市配偶者等からの暴力対策基本計画策定委員会委員名簿

(任期：平成28年10月3日～平成29年3月31日)

氏 名	所属・役職等	備 考
◎ 高田 昌代	神戸市看護大学 教授	
○ 京谷 泰明	加西市医師会	
大氏 悦子	加西市民生委員児童委員協議会 理事	
内橋 明光	加西警察署 刑事生活安全課長	
高橋 正行	兵庫県女性家庭センター 相談・支援課長	
藤本 寛	加東健康福祉事務所 監査・福祉課長	
本玉 義人	加西市教育委員会 学校教育課参事兼課長	
玉田 まや	加西市連合PTA	

◎… 会長 ○… 副会長

4

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年四月十三日法律第三十一号

最終改正：平成二十六年四月二十三日法律第二十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取
組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含
む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が
必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの
暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困
難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人
の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現
を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保
護するための施策を講ずることが必要である。このことは、
女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会に
おける取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自
立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力
の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配
偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃
であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下
同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言
動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対
する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体
に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又は
その婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者で
あつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含
むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力
を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしてい
ないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、
「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関
係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の
事情に入ることを含むものとする。
（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止
するとともに、被害者の自立を支援することを含め、そ
の適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 （基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及
び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において
「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及
び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以
下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方
針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第
一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本
計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関す
る基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため
の施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護
のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しよう
とするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議し
なければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したと
きは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府
県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護
のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条
において「都道府県基本計画」という。）を定めなければ
ならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定め
るものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関す
る基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため
の施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 （配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- （婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による

被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。))が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。))により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。))により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。))に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居

を除く。以下この号において同じ。))その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心^{しゅう}を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。))と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。))、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため

該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しく

は保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができる。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。))に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。))及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。))及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。))に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により記載す

べき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年六月二日法律第六十四号〕
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年七月十一日法律第百十三号〕〔抄〕
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年七月三日法律第七十二号〕
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二十六年四月二十三日法律第二十八号〕
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

平成 25 年 12 月 26 日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第 1 号

※ 平成 26 年 10 月 1 日 一部改正

第 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成 13 年 4 月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成 16 年 5 月、平成 19 年 7 月の法改正を経て、平成 25 年 6 月に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とする法改正が行われ、平成 26 年 1 月 3 日に施行された。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や

専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応

を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、

地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が年金事務所において手続きをとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。

資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなさ

れていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能となき場合は、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害(二次的被害)が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が必要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるかをその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

加西市DV対策基本計画

平成29年3月 発行

兵庫県加西市健康福祉部地域福祉課
〒675-2395
兵庫県加西市北条町横尾 1000 番地
TEL 0790-42-8709
FAX 0790-43-1801